

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | |
|-------|---|
| COOLS | |
| H | P |

| 決算特別委員会会議 録 (3) (18. 3 定) | | | |
|-------------------------------|---|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 1 8 年 1 0 月 1 1 日 (水) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 0 3 分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 継 続 審 査 案 件 | | |
| 出席委員 | 松本委員長、佐々木(勝)副委員長、上野・小前・菊地・大橋・ 横田・成田・佐々木(茂)・北野・高橋・斉藤(陽)各委員 | | |
| 説明員 | 教育長、総務・財政・経済・港湾・教育各部長、 消防長、監査委員事務局長、収入役職務代理者(会計室長)、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 | | | |
| 委員長 | | | |
| 署名員 | | | |
| 署名員 | | | |
| 書 記 記録担当 | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。森井委員が上野委員に、大畠委員が大橋委員に、古沢委員が北野委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

横田委員

道徳の副読本と心のノートについて

教育委員会に何点かお尋ねしますが、決算説明書で道徳の副読本として、小学校分が110万円、それから中学校の分として購入費が40数万円ありますが、これについて何冊購入し、どういうふうな配置状況なのかをお願いいたします。

(教育) 指導室寺澤主幹

道徳の副読本についてでございますけれども、各学校によって購入冊数が違うため、具体的な冊数は今申し上げられませんけれども、1校当たり、小学校で言えば2万8,000円程度、中学校で言えば1万4,000円程度の配当予算に従って副読本を購入しているところでございます。

横田委員

1人1冊とかそういうことではないのですか。今言った小学校で2万8,000円、相当なボリュームのあるものですが、1冊結構すると思うのです。2万8,000円ですと、そんなに買えないような気がするのですがいかがですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

道徳の副読本の整備につきましては、1人1冊ということではなくて、学校として各学年ごとに学級の人数分を整備していくわけなのですが、予算が全学年を賈うだけ十分ありませんので、毎年計画的に、例えば1年生から順番にそろえていったり、又は各学年、全冊人数分をそろえられないので、本年度については10冊程度ずつそろえていくとか、そのような計画をしながらそろえているところでございます。

横田委員

そうおっしゃると、百数十万円という予算が使われているわけですが、道徳の授業の中で当然副読本として使うわけですが、現実の運用として、今言ったように人数分がないのであれば、例えば2人で1冊、3人で1冊、そういう形で見ながらやっているということ、ちょっとそのイメージがわかりませんが、道徳の授業の副読本の使い方についての説明をしていただければと思います。

(教育) 指導室寺澤主幹

副読本については、各学級においては、過去からずっとそろえてきておりますので、全員が使う分が整備されていると思います。その副読本は順次また新しいものが出ますので、それをそろえていっているわけでありまして、2人で1冊とかそういうような状況ではありません。

横田委員

それでは授業内容としては、1人1冊ずつ副読本があって、教科書もちろんあるのですね。教科書はないので

すか、副読本だけですか。そうしたら、この副読本は、こちらは小学生ですけれども、相当数のページ数ですね。200ページ弱の本ですけれども、これを使いながら道徳の授業をなささいということだと思のですが、今までの道徳の議論が決算特別委員会ということではなく、本議会でも、いろいろな予算特別委員会あるいは総務常任委員会等で議論が出ております。きちんと道徳の授業が行われているのかどうかという議論が今までもされておりますが、せっかく百数十万円の費用をかけて毎年そろえていく副読本を使った授業が、また繰り返しになりますけれども、果たしてしっかりと行われているのかということを知りたいところなのです。聞くところによりますと、中学校ではホームルームみたいな格好になったり、これまでもいろいろな実態を明らかにしてくれという議員もいました。私の印象では、学校現場がしっかりと取り組んでいるというふうにはなかなか思えないのですが、その辺の認識を指導室長に聞きたいのですが。

(教育) 指導室長

特に委員の御指摘のところは、道徳の時間の指導だと思います。年間各学年35時間、大体1週間にならしますと1時間程度になります。その中では、例えば委員の御指摘の副読本を用いての授業、それから学校放送の番組がございます。それから、ビデオを見せての授業などがあります。この内容について充実していかなければならないという認識に立って、今年度の道徳教育にかかわる研修会、管理職対象に夏休み、道立教育研究所の講師をお呼びして勉強したり、それから今月上旬ですが、道徳の授業の公開がありまして、教員が集まりまして勉強会を開催したりとか、指導の内容について十分充実させていくということで、勉強会を進めているところであります。また、参観日には道徳の時間も当然あるわけですから、それについても公開していただきたいということで、多くの学校ではありませんが、道徳の授業についても公開されつつあります。

今後とも副読本も含めて、この内容について、心の教育の充実という観点から、大変大切な時間だと思っておりますので、このことについて進めてまいりたいと思っておりますし、また家庭とも十分連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

横田委員

いつも室長のその話を聞いて十分わかるのですけれども、今、私が聞いたのは、しっかりと学校現場でなされているのだろうかという質問をしたのです。今、副読本についてうんぬんという話ですが、これはそうしていきたいという気持ちなのかと思っておりますが、現状をしっかりと把握されているのかということについてももう一度答弁していただきたいと思っております。

(教育) 指導室寺澤主幹

副読本の活用についてですけれども、学校訪問において、道徳の時間の指導についてどのように指導されているかということを経理に聞いております。その中では、視聴覚教材、テレビ・ビデオ等を使った道徳の時間の授業、また副読本を使って授業をしていると、すべての学校で報告を受けております。

横田委員

すべての学校でしっかりとやられているというお答えですが、それはそうなのかもしれませんが、側聞するところあるいはたまに耳に入ってくるによりますと、なかなかそうではない実態も少なからずあります。残念ながら、私が学校現場へ行って調べるわけにもいきませんし、これはもう教育委員会にしっかりとそういうことをゆだねるしかないわけですけれども、教育課程でしっかりとそういう時間が確保されて、そしてこの立派な副読本がある、それからあるいは今言った視聴覚の教材もあるわけですから、昨今の道徳教育がしっかりと行っていないから今の子供たちがだめだとは言いませんけれども、やはり最近の風潮を裏づけるようないろいろな事態は、子供の教育がしっかりと行われていないからだというふうに思います。したがって、今言われたように、今後ともいろいろ検証などしなければならぬのかもしれませんけれども、道徳の時間には、今までの教員のお話ですと、今、教育委員会が言われたようなことでなくて、反対の場合もあるようですから、その辺をしっかりと御指導

していただきたいと思います。

関連して心のノートというのがあると思います。この副読本の中にも、中学校の方ですか、心のノートとの連携ということで、各項目について、例えばここは心のノートの103ページから104ページを参照しなさいなどと、極めて深い関連づけがされていると思うのですが、その心のノートについて活用状況をどう把握されているのかについて聞かせてください。

(教育) 指導室寺澤主幹

心のノートにつきましては、副読本ではなく、日常生活、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図っていくために用いる教材として作成されたものでございます。各学校におきましては、心のノートを活用して、道徳の時間だけの活用ではなくて、学級活動又は行事とか、日常の教科の学習、それから総合的な学習の時間の動機づけ、すべての教育活動にかかわって活用されているところでございます。中には、子供が子供同士のけんかが起きたときに、どうやって仲直りしたらいいのだろうか、自分の気持ちを心のノートに書いてみようとか、そういうような活動を学級活動の中で活用している実践例も聞いているところでございます。

横田委員

これはちょっと古い資料かもしれませんが、心のノートについての文部科学省の指導等があるのですが、今、主幹が言われたように、心のノートは教科書ではなく、また道徳の時間に活用される副読本あるいは指導資料等にかわるものでもない、そういう前置きをしています。しかし、学校の教育活動全体を通じて活用しなさいというその中に、項目を二つ立てていて、一つは道徳の時間における活用、それからもう一つはその他ということで、道徳に関してこの心のノートを有効に使いなさいということだと思うのです。その中にはいろいろたくさんありますので、ここで一々言いませんが、学校と家庭との連携による活用、今、主幹もいみじくもおっしゃいましたけれども、書き込みとか、それからいろいろなことで家庭と学校との意思疎通とか、それから保護者の思いとか、そういったものにも使って、道徳性を育成する上で有効に活用しなさいということになっているのですが、現実にはどうなのでしょう。例えば、教員が書き込んで、それを家庭に持っていき、あるいは家庭から書いて学校へ持ち帰る、いろいろなお話を、こういう運用をねらっているのでしょうか、そういうことが実際にされているのかどうか、それについても聞きたいと思います。

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおり、特に家庭とのかけ橋としての心のノートの活用、それから道徳の時間での活用ということで、私ども、実は各学校に道徳の時間の計画の見本となるものを提示してございます。その中では、心のノートの内容についても、関連づけた資料をつくってお示しをして活用を促しているところであります。委員の御指摘のとおり、担任が主となって道徳の時間や心のノートの活用というのが進められますから、担任だけでなく学校として、学年として、全体として同じ歩調で取り組んでいくことは、大事だと思っています。ですから、そういうことについて実態はどうなのだろう、こういう御指摘も受けたことを受け止めながら、さらに活用してまいりたいと思っております。

なお、校長などがPTAの会合、講演会などで心のノートを話題にして話をさせていただいたり、心のノートの存在活用の意味についても、積極的に話をさせていただきようお願いし、また校長方もそれに努めていただいている状況もあるということについても、一定御理解をいただければありがたいというふうには思っております。

横田委員

いつも我が党の小前議員が指摘していますけれども、あゆみの通信欄をなかなか書かない学校があるということですから、それを差しおいてというか、それを超えて心のノートが有効に活用されているのかという疑問というか、不安があります。家庭とのやりとりだけでないような使い方ももちろんあるわけですから、私が文部科学省の指導をインターネットで入手した中では、道徳の授業に有効に活用しなさいというふうに出しておりますので、これから

もまだまだしっかりやってくれるようになると思いますけれども、そういう話もさせていただきますので、あるいは学校現場の状況なんかも把握しながらやらさせていただきますので、教育委員会としても、せっかくなつくた、くどいようすけれども、購入した副読本等々が有効に活用されて、まず心のノートと連携しながら、しっかり利用されるように、教育長に最後にこの項に関してお聞きます。

教育長

このような時代でありますので、子供たちの心を育てるといことは何より大切なことだというふうに考えてございます。副読本にしましても、心のノートにしましても、週 1 時間でございますので、全部消化することはできないのですが、35時間の中で、その都度適切に活用しながら、子供たちに豊かな心の教育について取り組んでまいりたいと思います。

なお、横田委員のお尋ねにございましたように、今後これが適切に使われているかどうか、またいろいろと検討が必要だと思っております。

横田委員

これは先ほど教育委員会から見せてもらったわけですが、やはり相当なボリュームがあります。たった35時間で、しかも副読本だけでなく、視聴覚の教材もということになれば、どの程度使われているのかなかなか難しいところでもありますから、その辺はしっかりと指導するなり、また学校現場に対して実行されて道徳の教育がしっかりとされるように重ねてお願いします。

固定資産税の過徴収について

市税の件で 1 点聞きますが、昨日はいろいろ議論がございました。それで、市税の調定額に対する収入率が 81. 数パーセントという話でした。そんな中で、固定資産税だけの調定額に対する収入率は出ていましたか。

(財政) 税務長

平成 17 年度の固定資産税だけの収入率については、90. 5 パーセントでございます。

横田委員

90. 5 パーセントということですが、これは平成 17 年度決算ですね。それで、決算から外れるかもしれませんが、先般、固定資産税の過徴収といいましょうか、例の冷凍倉庫の件で、4, 500 万円ぐらいの還付があったわけですが、これについてはもう還付済みという認識でよろしいのですか。

(財政) 資産税課長

7 月 31 日付けで還付しております。

横田委員

四千五百数十万円は、過去 5 年分ということだと認識していますが、そうすると当然平成 17 年度分もこれに含まれるでしょうし、16 年度、15 年度分は全部含まれていると思いますが、その処理というか、当然そのまま市税の収入率というか、金額とかも変わってくるわけですが、これはこのまま 18 年度決算で調整するというのでいいのですか。

(財政) 資産税課長

還付金につきましては、あくまで過誤納金という支出科目ですので、今までの調定額あるいは収入額というのは変更ありません。

横田委員

変わらないということですね。

私も会計処理、詳しくないのでわかりませんが、そうすると平成 18 年度決算で今言ったような科目があって、そこで出てくるということでもいいのですか。

(財政)資産税課長

そのとおりです。

横田委員

四千数百万円、これは小さな額ではないのですが、前にも平成15年度決算のときに、軽自動車税、トラクターとか農機具の関係で、課税日数が固定資産税の償却資産としていたのが軽自動車税だったか、詳しくは忘れましたが、課税ミスがあったように記憶していますが、今回も課税ミスというか、いわゆる全国的なものだというふうには認識しています、あるいは道内でも、各市でもたくさんあったように記憶していますが、この辺のチェックはできなかったのかというのが単純な疑問ですが、その辺はいかがでしょうか。

(財政)資産税課長

固定資産税の場合についてですけれども、いったん課税台帳に登録されますと、増築などの変更がない限り、毎年自動更新されるシステムとなっております、今回は4月に名古屋市において同様の事例が発生したため、それに基づいて調査した結果、判明したものです。

横田委員

それはもちろんわかったのですけれども、自浄作用というのか、単純に更新されるからしょうがないのだ、わからないのだと言われたら、そうなのかということしか言えませんけれども、そうではなくて、常にやはり行政の作用がきちんとなっているのかという、特に税というのは公平・公正でなければならない部分ですから、誤った徴収がされていないのかという、そういったシステムはないのかという質問ですけれども、どうでしょうか。

(財政)資産税課長

固定資産税の対象となっている家屋というのが、市内に約10万棟あるのですけれども、その10万棟について毎年チェックし直すというのは、数的になかなか難しいと思っております。

横田委員

確かに、たくさんの市町村で同じようなミスが続いたわけですから、なかなか難しいのかという気がしますけれども、その辺は何か知恵がないのかというところであります。それで、7月31日付けで返還されたということですが、これは5年分ということですね。当然平成17年度分から、16年度、15年度、14年度、13年度ですけれども、一部報道では5年ではなくて、地方税法では5年というくりなのでしょうけれども、要綱とか、内規とか、10年あるいは20数年にわたって課税し続けた場合のところでも、全額返還とか、そういった事例が何か所かあるようですけれども、本市の場合は5年ということで返還がなされたようですけれども、それでよろしいということですか。

(財政)資産税課長

本市の場合は、地方税法に基づく5年ということで還付しています。

横田委員

還付したのはもうわかったのですけれども、特に苦情とか、いや、もっと、10年分返せとか、各種の報道がある。札幌市、帯広市、北斗市ですか、ここはもう全部全額ということですね。それから、函館市、北見市は10年分ということ。もっと返してやれという話ではなくて、しっかりと小樽市は今言った還付に関してはこうなのだという、今後の方針も含めて、その辺を聞いたかったのですけれども、他市の動向がありますけれども、それは他市のことであるという認識でよろしいですか。

(財政)資産税課長

他市の状況ということで答えますけれども、電話で照会したところ、道内35市のうち課税間違いがあったのが16市ありまして、このうち地方税法に基づく5年還付が7市あって、その5年を超える、例えば10年とか、そういう期間まで還付しているのが8市ありまして、残りの1市につきましては、たまたま今年が新年度課税ということで、減免・更正をやっているのが1市という状況になっています。

横田委員

わかりました。ひとつ今後、課税ミス、もちろんあってはならないことですので、しっかりとチェック体制といえますか、対応策を考えていただくようお願いいたします。

今の関連で、今年度分はもちろん減額するわけですね。これは補正の中で当然するのですよね。

(財政) 資産税課長

平成18年度分につきましては、減額更正をやっておりますので、還付というものはしておりません。

横田委員

当初予算からどのくらい減額になるのかについて、後で教えてください。

成田委員

公設青果地方卸売市場について

経済部の公設青果地方卸売市場の関係で伺います。

取扱高の平成14年度、15年度、16年度のこの3年間の取扱高と金額と率、これを教えてください。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

年度の推移ですけれども、平成14年度取扱数量が2万1,429トン、取扱金額は42億6,600万円。15年度取扱数量が2万686トン、取扱金額が40億3,800万円。16年度取扱数量1万8,681トン、取扱金額が38億5,700万円となっております。

成田委員

利益率はわかりますか。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

年度ごとの推移を持ってまいりませんでしたので、平成16と平成17年度の比較で申し上げますと、「委託」と「買付」によりまして利益率が異なりますので、平均したもので答えたいと思います。

16年度7パーセント、17年度が6.37パーセントとなっております。

成田委員

毎年この取扱高と金額が落ち込んできているのですけれども、何か原因があるのでしょうか。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

人口が減っているということも一つありますし、食生活が変わってきて、加工品等を食されるということで、直接青果を召し上がるというのが数量的にも落ちているということもございます。それから、産地の方も高齢化が進んでおりますので、作付が減ってきている。それから、漬物など秋に大量に出回るものも家庭で漬けなくなっているというようなことから、数量的に落ちてきているということがあるかと思えます。

成田委員

かなり流通機構が変わってきていることが原因であると思うのですけれども、去年ですね、経営者が途中で交代しまして、丸果札幌青果株式会社にかわってからの状況というのは、どうなっていますか。

(経済) 公設青果地方卸売市場長

昨年10月以降、札幌の卸売業者であります丸果札幌青果株式会社が資本参加されて、経営者体制が変わっております。それ以降、今年上半期でございますけれども、数量的にも12パーセントほど、それから取扱金額につきましては50パーセントほど伸びている状況でございます。

成田委員

数量も伸びている、そして売上げも伸びている、大変いいことなのではございますけれども、流通の中でかなり相対で商売している中で、消費者が欲しいものがない、それから売りたいものがないという状況が多々あるのではないかと

われるのですけれども、その中で流通機構をうまく活用しながら、公設、丸果札幌青果株式会社と物流を交わしながら経営していると思うのですけれども、その辺はどういう状況の中で経営されているのか、わかったら教えてください。

(経済)公設青果地方卸売市場長

先ほど申し上げましたように、昨年の秋から資本参入されたということと、今年も上半期ということで、決算的なことでは申し上げられないかと思えますけれども、数量が伸びているということで、集荷に関しては、やはり丸果札幌青果株式会社のそういうノウハウを、ある程度取り入れながら売上げを伸ばしているということでございます。そういうことで、小樽全体、先ほど言いましたように人口も減っておりまして、全体の消費量というのがやはり満杯だろうという中で、量販店などが増えておりますので、相対物が総体的に増えているので、利益率も落ちていくというような一面がございます。そういう中で、ただ札幌と小樽、会社としては別人格でございますから、おのおの営業しているということで、直接的な介入といいますが、影響というのではないかと考えております。

成田委員

売手市場と買手市場の中で、やはり物流の流れというのは、大手スーパーが農家へ直接買い付けしている状況が多々あります。その中で、やはり流通を確保していくということは、大変難しいことだと思うのです。公設市場を運営していく、経営していく関係から、これからの経営方針の中に何か新しいものがあれば、こういう方向へ向かっていきたいのだということがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

(経済)公設青果地方卸売市場長

これもまだ再建が、去年の秋から始まったばかりで、卸売業者としては取り組んでいるところだと思いますけれども、新たな買受人の確保、例えば札幌ですと競合するものですから、本州の買受人を新たに開拓して、北海道の地場といえますか、ジャガイモとかそういうものの販路を広げていくというようなことで売上増を検討していると聞いてございます。

成田委員

やはり買う人がいて営業になると思うのです。それで、仲買人と連携をとった市場を運営していかなければならない状況になると思うのですけれども、仲買人との連携のとり方というのは、非常にうまくいっているのでしょうか。その辺はどういう状況でやっておりますか。

(経済)公設青果地方卸売市場長

先ほど来言っておりますけれども、経営体制が昨年変わって、1年たちますけれども、やってきているということで、この中でおのおの営業上、卸と仲卸というのは立場が違うわけですが、お互いやはり協力していけないと、この地域の市場という中ではうまくいかないということで、月1回市場協議会というものを設けまして、これは小売の方も入っているのですけれども、そういう協議の場を設けているのだと。これとは別に、今、新たに仲卸と卸と、業務的な話になると思いますけれども、お話しする場を設けて連携していこうというようなことでやっているところでございます。

成田委員

やはり消費者が安心して安全で食を楽しめるというのは、市場があって成り立つわけですから、その市場の野菜を安全で安心して取り扱っていただけるような、そういう市場にしていきたいと思います。ぜひ努力してほしいと思います。よろしく願いいたします。

体育施設について

社会教育の体育施設の件で伺います。

決算説明書の中で、桜ヶ丘球場、それから祝津ヨットハウス、この体育施設で習われている利用者数と金額、この使用率というか、効果率というのがそれぞれ出ていけば、教えていただきたいのですけれども。

(教育)生涯スポーツ課長

今、委員の御指摘の利用者率というのは、特には出してはいたのですが、決算書にもありますように使用料に対して、あるいは支出の部分を含めまして、利用者の皆様の使用料によってすべてのメンテナンス費用といいますが、ランニングコストを賄っているというような施設のそういう収支バランスにはなっていないということは間違いないところでございます。

成田委員

こういう施設というのは、やはり年数がたつことにより老朽化が進んでいくので、この施設を利用する人たちの意識改革、そういうためにもやはり自己負担、自助努力というか、そういう姿勢を持った形で施設を利用させるというような、そういうのは大事なことだと思うのです。それで、サッカー・ラグビー場、それから望洋シャンツェに対しても、いろいろと市民の中にある、やはり利用者が少ないのではないか、お金をかけた割には少ないのではないのか、無駄な施設でないのかという、物の見方というのを払しょくするためにも、きちんと変えていかなければならない。これはぜひとも小樽に必要な施設なのだと認識させていかなければならない、そういう観点から聞くわけなのですけれども、この望洋シャンツェとかサッカー・ラグビー場、それからパークゴルフ場、この辺の利用の率というのは計算すれば出ると思うのです。この辺をどう意識改革させていくかの問題だと思うのですけれども、どう考えていますか。

(教育)生涯スポーツ課長

今、委員の方から具体的な施設名が出ましたけれども、サッカー・ラグビー場などにつきましては、天然芝のコートということもありまして、養生期間を設けるといようなことで、利用回数に制限を設けております。そういう意味では、利用回数が制限されるということで、使用料収入の増をそんなに見込んでいない。それに対して、コストの部分につきましては、天然芝の育成という意味での維持費、管理経費が非常にかさむといような実態がございます。ただ、芝の状態も造成してから2年経過して、よい状態になってきておりますので、利用増の方を今後は考えられるのかというようにも考えておりますので、そういう面では収入増にはなっていくのかと。コストの部分につきましては、平成16年度にも、この芝の養生のコスト削減のために、入札を行いまして、相当大幅なコスト削減を図っております。そういう部分を今後もまた続けていって、コストを削減させていければというようには考えております。

成田委員

来年から銭函パークゴルフ場は指定管理者制度になるわけなのですけれども、この指定管理者制度の実際の今の申込みというのか、申請は何件くらいあるのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

来年度の銭函パークゴルフ場の指定管理者の募集に当たりまして、今回、5件の企業の応募がございました。現在、選定委員会の方に選定の依頼をしております、10月末から11月初めには、ある程度の結果が出るのかというように考えてございます。

成田委員

ほかの施設が指定管理者に移行していくという考えは、今のところはありませんか。

(教育)生涯スポーツ課長

この指定管理者制度が始まったときの経過からいいますと、既に管理委託の制度を導入している施設については、今年度中に指定管理者制度にしなければならないという条件がついておりました。そういう意味で、総合体育館につきましては、管理委託制度を導入済みでしたので、指定管理者制度に移行したわけなのですけれども、その他の施設につきましては、管理委託をしていなかったということで、個々にそれぞれ指定管理者制度を導入することによるメリットが出るかどうかということで検証をした経過がございます。その中で、銭函パークゴルフ場につきまして

は、ほとんどの業務を委託しているという実態がございましたので、そういう面では利用者サービスが図れる、あるいはコスト削減になるという指定管理者制度のメリットが生かせるのではないかとということで、今回、銭函パークゴルフ場につきましては、指定管理者制度の導入ということで本市も決めましたが、他の施設につきましては、検討過程の中ではそんなにメリットがないのではないかとということで、整理をしたところでございます。

成田委員

ぜひ利用者を含めて、一度テーブルの上へのせて、そして管理委託をしてもらえるような、そういう施設に切り替えていくような、そういう働きをしてもいいし、考え方を持ってもいいのではないかと。そういう発想から物事は進んでいくのではないと思うのです。それで、ぜひこういう方向へ持っていきたいと。

それと、この芝生の入札が、今、削減になったと言っていますけれども、この銭函パークゴルフ場は芝生を植え込んでやっていますね。ここが指定管理者になった場合には、芝生の管理も当然指定管理者の方で受けるわけでしょうから、全体の施設から外されていくと思うのですけれども、その辺はどういう形になるのでしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

今、委員の御指摘のとおり、現在 5 か所の天然芝を持っている施設について、一括で業務委託をしているという状態になっております。そのうちの銭函パークゴルフ場が指定管理者制度を導入することによって、芝生の管理から受付あるいは管理業務を含めて一括指定管理者の方をお願いすることとなりますので、残り 4 か所の天然芝を持っている施設については、当然来年度に向けての業務委託料につきましては、入札という方向で考えていきたいというように考えています。

成田委員

芝生の 1 か所が減って 4 か所になるというのですけれども、銭函パークゴルフ場なんか、今年はひどい芝生だったのです。もう伸び放題な状態で、芝生はどう管理しているのだと、それを聞きたくなるぐらいの状態だったのです。それが、今度、指定管理者になったときには、この指定管理者がきちんとやれるか、それを受けた人がきちんとやれるかの問題になってくるのですけれども、そのことについて、業者は年契約で受けるわけでしょうけれども、その年契約の中で、芝生の状況というのはどこでどう管理しているのでしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

現行の芝の管理につきましては、特に銭函パークゴルフ場の場合には、毎週火曜日が定休日ということでやっております。大体その定休日を目がけて集中的に芝の刈り込みなり、あるいは作業を行うということで進めておりました。また、随時、状況に変化があれば、その都度対応するというところで行ってまいりますけれども、来年度以降指定管理者に移りましても、現在、応募されている企業の方から、特に芝の管理についてどのように行う考え方を持っているかということで、それも提出していただいておりますけれども、押しなべて皆さん、特にやはりパークゴルフ場の場合には、芝のよしあしがお客様のサービス向上につながるということは共通認識的に持っております。専門業者が行うということもありますし、委託でそういう業者を頼むということもありますけれども、非常に大事に考えてくれているというように私は感じております。

成田委員

やはりパークゴルフ場は芝が命ですから、これはやはり指定管理者になっても、きちんと芝の管理はしてもらえるように、市民から苦情など出ないように、そういう芝の管理の仕方をしていただきたい。サッカー・ラグビー場については、雨、雪が降っても、グラウンドは使えるのです。ただ、野球の場合は、芝生の中、雨が降ったら使えませんので、そういうような状況で施設を利用しているということがありますので、そういう中で芝も大事ですし、今度芝の業務委託をするわけでしょうけれども、それがきちんと芝の業者と連携をとりながら、きちんと写真を撮りながらやってもらえるような、そういう方策をつくっていただければと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

低気圧の被害について

最初に、台風の影響についてであります。全道的にもつめ跡を残して非常に被害が出ているようでありませうけれども、漁業被害も大きいようです。本市の被害状況をもし把握してありましたら、お知らせを願いたいと思います。

(経済) 水産課長

先般の台風の関係ですが、小樽市域の海域の中に区画漁場というのがありまして、その中で海の中2.5キロメートルに3キロメートルの区画がありまして、その中でホタテを養殖しておりました。この施設が193基あるのですが、そのうちの約55パーセント、105基が破損しました。その部分で大規模な被害状況ということなのですが、これは最終的にまだ被害が確定していないのです。生産額としては年間に3億8,000万円ほどあるのですが、そのうち単純に55パーセントになるのかどうか、まだ定かではありませんけれども、今、漁協の方でこれからまた10日間ぐらいの中で被害額が決まるのではないかと聞いております。

(経済) 農政課長

この低気圧の影響の被害でございますけれども、農作物、農業関係につきましては、新おたる農協とそれから市の農政課の職員が、現場を回りまして確認いたしました。それで、金額的なものについては、まだ確定していないため、件数だけ答えたいと思います。全体では、13件の農家に被害がございました。1件につきましては、果樹の落下被害でございます。残りの12件につきましては、ビニールハウス、栽培施設のビニール皮膜がはがれたというような被害が出ております。

高橋委員

いずれにしても、大変な状況だと思いますので、把握ができましたらぜひ教えていただきたいと、そういうふうになります。

情報化推進事業費について

情報化の推進に関連して何点が尋ねたいと思います。

決算説明書105ページ、情報化推進事業費の中で551万4,000円というのがあります。この内容について教えてください。

(総務) 情報システム課長

情報化推進事業費の内訳の件でございますけれども、551万4,000円、この項だと思っておりますけれども、大きく分けてまして修繕費ということで、パソコンやプリンタの修繕ということで65万5,000円ほど、それから備品購入費といったしまして、これもパソコンとかプリンタの購入費ということでございますけれども、485万9,000円ほどというふうになっています。

高橋委員

主なのは、パソコンでよろしいですか。

(総務) 情報システム課長

パソコンとプリンタでございます。

高橋委員

それで、気になっているのはOSの問題なのですが、ウィンドウズ98、ウィンドウズMeについては、今年のたしか7月にもうサポートが終わっているという状況であります。本市のパソコン、いろいろ使っているわけですが、OSに影響があるのかないのか、確認したいと思います。

(総務) 情報システム課長

ウィンドウズ98とウィンドウズ98セカンド・エディションとウィンドウズMeとウィンドウズXPというOSがございますけれども、もうメーカーのサポートが終わっている古いものが結構ありますので、XPの方に更新するというような状態になっております。

高橋委員

それらについては、今後、対策をどのように進めていくのか、教えてください。

(総務) 情報システム課長

更新の基本的な考え方といたしまして、まず古いものからと考えておりまして、その中でも直せるものはまず直すといったような形で、直すのにかなりの金額を要するものについて、順次今後新しいものを購入するという考え方でやっていきたいと考えております。

高橋委員

こういうものは、やはり早急にやらないと意味がないというふうに私は思っています。ですから、時間とお金の勝負かというふうに思うのですが、ある程度計画を立てて随時これをやっていかないと手遅れになると私は心配をしています。ですから、ある程度区切って、今年じゅうに何台、来年幾らという、そういう具体的な数字を押さえて進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

(総務) 情報システム課長

なかなか、古い一定の期間が過ぎたものにつきまして、一度にかえるというのが難しいということがございますので、効率的にまず使えるものは使うという考え方はあるのですが、随時計画的に導入していきたいというふうに考えております。

高橋委員

まだ具体的に全然把握していないのですか。

(総務) 情報システム課長

今日は資料を持ってきていませんけれども、具体的な台数、何年度に何台という話とか、OSが何台とかという数字的なものは把握しております。

高橋委員

後で内訳を聞かせてください。

市公式ホームページについて

次に、公式ホームページについて何点が聞きたいと思います。

まず、近年のアクセス数の推移をホームページとそれから携帯サイトに分けて伺いたいと思います。

(総務) 広報広聴課長

まずホームページの方から申し上げます。平成15年度が45万7,558件、16年度が45万1,513件、17年度が51万5,673件となっております。

携帯サイトの方につきましては、15年度が22万387件、16年度が30万1,412件、17年度が33万6,089件のアクセスとなっております。

高橋委員

最近の状況を見ますと、トップページも含めて、いろいろ改良をされているというふうに思っていますし、それから検索機能もつきましたので、本当に便利になったというふうに私は思っております。逆に、評価をするわけですが、今まで改良してきた経緯、どういうふうに行っている直してきたのか、それから、だれがどのように改良してきたのか、簡単に経緯・経過を教えてください。

(総務) 広報広聴課長

まず、ホームページの方から申し上げますと、ホームページが立ち上がりましたのは平成10年12月1日でございます。その後、内容等の充実に努めまして、内容が非常に多岐にわたるようになったものですから、平成16年6月にリニューアルということで、主に四つの区分に分けまして、検索しやすいといいますか、利用しやすいような形でリニューアルを行ってございます。その後、多少いろいろな点で手を入れて使いやすいようにしてはございますが、最近の改良につきましては、平成17年5月、市に対する申請書や届出書などを直接ホームページからダウンロードして、自宅ですれらを手に入れるようになるということが、最近の大きな部分ではないかと思えます。

携帯サイトの方につきましては、平成13年の2月にiモードを開設いたしまして、その後、同年10月に現在のKDDIのEZウェブも開設しました。平成15年4月にはボーダフォンライブということで、3社の携帯サイトがそろったような形になっております。

高橋委員

これは、誰が具体的に作業を行ってきたか、それを教えてください。

(総務) 広報広聴課長

市ホームページ、ノスタルジック小樽、双方とも立ち上げの際については、事業者にダミーをつくっていただいた経過がございますが、その後の追加あるいは内容の変更につきましては、市職員が手作業といいますか、このソフトを使って手作業をしていると、そのような状況です。

高橋委員

このホームページの年間の運営費、経費を教えてください。

(総務) 広報広聴課長

ホームページの年間の運営費ということですが、サーバといひまして、ホームページの内容をためておく場所があるのですが、それをリースといいますか、レンタルしてございます。その年間の使用料が15万6,054円となっております。

高橋委員

この決算説明書に出ている経費というのは、そのサーバ使用料ということですね。

(総務) 広報広聴課長

そのとおりです。

(総務) 広報広聴課長

あともう一点、トップページにあります広告についてであります。この広告の収入、何社あって幾らになるのか、年間総計幾らなのか、これを教えてください。

(総務) 広報広聴課長

ホームページのトップページにあるバナー広告料のことでございますが、平成17年4月末に広告の募集を開始いたしました。これにつきましては、丸々1年ということではございませんが、7社が掲載できるような形になっておりまして、1社が一つ掲載すると、1万6,999円が市の収入になります。それが54枠ございましたので、17年度につきましては、91万7,946円の収入となっております。

高橋委員

それで、このホームページの運営費ですけれども、他都市の状況は押さえておりますか。

(総務) 広報広聴課長

他都市の運営状況について、総括的に調査したことはございませんけれども、聞いた話では、自前でサーバを持って内容の更新を業者に頼むというある道央の市なのですが、年間5,000万円ほどかかっているということを聞いたことがございます。

高橋委員

私も全部調べているわけではないのですが、非常に小樽の場合は少ないというふうに思います。それで、広告収入があって、予算が非常に少ないという逆転の状況なわけですが、総務部長に伺いますけれども、この運営費の総額というのは非常に少ない。もっとこれを充実させるためには、経費若しくは予算がもっとあるべきではないかというふうに私は思っております。ぜひこれは要望というか、やっていただきたいと思うのですが、予算の増額をぜひお願いしたいというふうに思いますし、部長の認識を含めてお願いしたいと思います。

総務部長

率直に言って、この機械類のことは詳しくありませんので。ただ、こういった情報化時代で、こういう市の行政情報等々を拡充公開をするというのは、時代の流れとして大切なことかと認識をしております。したがって、原課の方と十分話し合いをしながら、これからこういったステップをして拡充すべきかと、そういった必要な部分について財政部に予算を求めていくというスタンスに立っていきたいというふうに考えております。

高橋委員

図書館の電算化について

図書館が電子化がされました。それで、利用者のメリット、それから運営側のメリット、どのように出ているのかを教えてください。

(教育) 図書館長

まず、実は利用者のメリットでございますけれども、これまで図書館の貸出しにかかわる受付というのは、紙に書いて一冊一冊点検をしていったという状況でございましたものを、今回電算化に伴いましてバーコード検索ということで、簡単に追尾できると、そういうことがございまして、もちろん初動動作としては入館カードというのでしょうか、利用者カードというのを用意していただくわけですが、それに伴いまして非常にスピード化されたというふうに思います。

もう一つは、電算化されたことによって、蔵書類の検索が容易になったということで、利用者からは大変好評であります。

あわせて、運営側のメリットという部分で申し上げますと、これまでレファレンスといいましょうか、例えばこの本はどこにあるのと聞かれたときに、これまでは図書館司書の記憶というものが非常に高かったわけですが、現在は図書館司書の記憶にとらわれることなく、電算化の検索によって、おおむねどの棚のどの場所にあるということが速やかにわかってサービスの向上に努めている、そういうことであります。

高橋委員

ホームページの中にも、図書館の課題もあるわけですが、道立図書館若しくは国会図書館とのリンクというのはどのように考えていますか。

(教育) 図書館長

私も、実はまだ道立図書館と国会図書館に行ったことがないのですが、確かに市民要望として、市立小樽図書館のホームページからさまざまにリンクできないかという要望が先日ございまして、それについて現在、図書館の電算化に伴うところのホームページの管理が民間事業者であるということから、相談させていただいていたところです。今、委員がおっしゃったとおり、国会図書館だけにとらわれないで、さまざまな図書館にリンクできないかということがございましたのですが、一定程度研究をする必要があるだろうということで民間からは回答をいただいております、現段階ではまだリンクにはなっていない状況です。

高橋委員

地域情報化計画について

地域情報化計画の中から何点が聞きたいと思います。

課題となっています情報格差があるわけですが、この対策については、毎年少しずつ行っているようなことを聞いておりました。平成16年度、17年度のこの情報格差に対する対策、それから効果を教えてください。

(総務) 企画政策室相庭主幹

情報格差の対策ですが、平成16年度、17年度につきまして、いわゆる一般の市民を対象にした I T 講習会を開催してございます。16年度につきましては、653名が参加していただいております。それから、17年度につきましては、ちょっと規模を縮小いたしましたけれども、97名ということで参加いただいております。その成果といたしましては、基本的にインターネット、それから Eメール、そういったものの操作を中心にやっておりますので、こういった部分についての熟度といいますか、利用経験を積まれて、利用に向けての格差が縮小してきているというふうに理解しております。

高橋委員

気になるのが、人数がかなり落ちているということなのだと思いますけれども、今後の考え方、どういうふうに考えているのか。それから、情報格差についてはそんなに縮まってはいないのではないかと私は思うのです。ですから、今後の対策、もう少し具体的な内容が必要かというふうに思っているのですけれども、その辺いかがですか。

(総務) 企画政策室相庭主幹

確かに、平成16年度は653名、それから17年度は97名ということで、若干規模が縮小しております。それから今年度につきましては、私どもが主催する I T 講習会に対応する事業といたしましては、予定しておりません。ただ、例えば、杜ひろランドとか、生涯学習プラザで開催されますはつらつ講座、そういったものの中でも I T 講習会を実施しておりますので、また、ある程度進む中で、パソコンを使える方も増えてきているかと思っておりますので、こういった状況を把握しながら、次の取組を考えてまいりたいというふうに思います。

高橋委員

もう一点、行政の情報化、総体で前年度と比較して新たな動き、新たな内容がありましたら教えてください。

(総務) 企画政策室相庭主幹

特にこれという形では把握しておりませんが、例えば各課のホームページの充実とか、あと各情報提供する項目の増とか、そういったものが進んでいるということ、具体的な数字は申し上げられませんけれども、総体のものというふうに考えております。

(総務) 企画政策室長

行政の情報化なのですが、特にここ数年、庁内あるいはその業務の中でも、相当多くの部分でコンピュータシステムといいますか、利用が進んできたというふうには思っています。それで、今、市全体の中で、活用の幅を広げていっているという部分では、GISの関係が基本的なシステムの入力が終わりまして、それを活用してそれぞれの所管の事業、今年度、来年度、水道関係を整備するということで進めております。新たな動きとしては、GIS関係の事業に取り組んでいるということが大きなところかというふうに思っております。

高橋委員

移住希望者について

昨日も議論しましたが、人口対策ということで、このトップページに移住の項目があるわけですが、クリックしたら、この中身がいろいろ出ておりますけれども、特に目新しいというか、これは評価できるというのは、体験談が載っている内容であります。実際この移住者の平成16年度、17年度のアクセス数と、それから具体的な意見交換をしていると思っておりますけれども、その内容を教えてください。

(総務) 企画政策室相庭主幹

ホームページのアクセス数という形になりますが、去年の7月にホームページを開設いたしまして、これまでの間、9月現在ということになりますが、おおよそ2万3,000件のアクセスがあり、大体月では1,500件という形にな

ろうかと思えます。

それから、移住された方との話し合い、これは昨年 1 回ですけれども、集まっていたきまして、意見の交換会を設けたところでございます。

高橋委員

この体験談に載せられている方々、どういう経緯でこれを載せるようになったのか、その内容についてもお知らせ願いたいと思います。

(総務) 企画政策室長

実は今 3 名ほどの方をお願いをいたしまして、それぞれ個人で運営しておりますホームページにリンクをしているという、そういったシステムをつくっております。実は、この方々は移住のホームページを立ち上げてから小樽に来た方ではございません。以前から小樽に転居してこられて、それぞれ染めとか、能面打ちとか、特徴的な物づくりの仕事がされています。

それで、実は、今、主幹の方から申し上げましたけれども、こういう方々にお集まりをいただいて、ホームページにリンクさせていただく、あるいは体験談を載せていただくというふうに考えましたのは、今立ち上げているホームページそのものは移住というか、団塊の世代を中心にしての移住という、それをテーマに立ち上げているわけなんですけれども、これは全国的にも全道的にも多くの市町村が取り組んでおります。そういった中で、小樽市としての特徴といいますか、どこを売りでやっているのかというような議論の中から、やはり小樽はガラスなり、その他のことを含めているいろいろな面で、職人大学校とか、物づくりということをテーマにしたいろいろなまちづくりをされているというような中で、一つの小樽の魅力として物づくり一押しで、さまざまな物づくりに携わっている人方をお願いをして、こういうリンクをつくったということになっております。ですから、今後もまた移住との関連も含めて、市内でいろいろ活動している方々をお願いをしながら、その部分のリンクの分は拡大をしていきたいというふうに思っております。

高橋委員

このホームページが開設してから、具体的にどのぐらいの方々が移住してきたのか、若しくは開店などをされたのか、その辺の内訳を教えてください。

(総務) 企画政策室相庭主幹

具体的な完全な把握というのはなかなか難しいかと思っておりますので、私どもで押さえておりますのは、先ほどのホームページのアクセスになって、それで同じように平成 17 年 7 月から私どもの方で統一的な総合窓口を持ったと。そういう中で、これまでに 90 件ほどの資料提供の依頼、相談、紹介、そういったものがございました。その中で、小樽市に 1 人移住すると、若しくはもう市内に物件を買ったので、この先移住する予定という御連絡をいただいた方について把握しているのですけれども、それにつきましては、あと買われた後、先に接触はなかったのですが、買われてもう移住予定という中で、今の状況について聞いてこられたということで、あとは判明したという形も含めまして、予定も含めまして 8 件ほどの転居があるというふうに把握しております。ただ、実数としますと、もっとあるのかというふうに思います。

高橋委員

いずれにしても、この辺は充実をぜひしていきたいということを要望したいと思います。

次に、教育委員会に伺います。

情報化教育について

決算説明書 189 ページ、小学校の関係ですけれども、パーソナルコンピュータの教材費 126 万 3,000 何がしというのがあります。この内訳を教えてください。

(教育) 総務管理課長

小学校費にかかわる経費であります。この中には消耗品費と部品購入費がございまして、消耗品費といたしまして、プリンタの用紙あるいはインク、パソコンソフト、メモリ、スキャナなどの消耗品、それとプリンタの購入で 1 件というのが、その内容でございます。

高橋委員

情報教育等設備整備費 94 万円、この内訳をお願いします。

(教育) 総務管理課長

情報教育等設備整備費についてであります。稲穂小学校にあります情報管理センター再構築にかかった経費であります。その内容としましては、外部向けサーバと内部向けサーバを分け、不正アクセスに対するセキュリティの強化と、今後策定予定の各学校のホームページ作成に対応するため、ハードディスク容量の増加など、小中学校における情報化の推進のため、ネットワーク機器の増強を行ったものであります。

高橋委員

それで、学校のホームページということですが、これはいつまでにどういう形で、具体的な内容は示されておりますか。

(教育) 総務管理課長

私どもといたしましては、あおばとプランに入れておりますけれども、3 年後を目途に、今、計画をしているところでございます。

高橋委員

もう一点同様の質問ですが、今度は中学校です。192 ページ、同じくパーソナルコンピュータ教材費 262 万円何がし、これもお願いします。

(教育) 総務管理課長

この内容でありますけれども、小学校費と同様に、消耗品費、先ほど言いましたようなもののほかに、中学校の場合には特に科目が多くございまして、それに使用するソフトの購入あるいは部活とかいろいろなものであわせて使っているものもございます。小学校では、多いのは普通のインクジェットのプリンタを使っておりますけれども、中学校におきましては、レーザープリンタなど、高額な備品も購入しておりますので、このような経費となっております。

高橋委員

それで、情報教育の方ですが、平成 14 年度から本格的なスタート、ハード面が整備をされて、授業でも行うようになったというふうになさか記憶しているわけですが、14 年度、15 年度、16 年度、17 年度、この 4 年間、どのような授業が行われてきたのか、主なもので結構です。

それと、子供たちがどういう感想を持っているのか、その 2 点をお願いします。

(教育) 指導室寺澤主幹

コンピュータを使った授業についてでございますが、主に小学校におきましては、総合的な学習の時間における調べ学習、また社会科における調べ学習、それから理科など観察にかかわって調べているというのが大きな活用になっています。また、中学校におきましても、総合的な学習の調べ学習、それから技術・家庭科においてのコンピュータの学習、また社会科における調べ学習での活用などを行っております。

高橋委員

子供たちの意向は。

(教育) 指導室寺澤主幹

以前、コンピュータが導入される前は、調べ学習といいますが図書館の図書を活用して、限られた中の情報でし

たけれども、コンピュータを活用することによって、さまざまな情報を得ることができまして、子供たちの学習に広がりや深まりが出たという感想をいただいています。

高橋委員

それで、前にも申しましたけれども、指導する側の教員の方の問題です。それで、全道的に見ても、全国的に見ても、小樽市内の指導できる教員というのは少ない方でありました。平成17年度で結構なのですが、どういう状況に変化してきたのか、これを教えてください。

(教育)指導室寺澤主幹

コンピュータを使った指導ができる教員の割合なのですけれども、平成17年5月現在で、約50パーセントの教員が指導できるという状況でしたが、平成18年5月では、約60パーセントの教員が指導できるということで、約10パーセントの増加が見られております。

中学校におきましては、平成17年5月では約50パーセントでしたが、平成18年5月現在においても50パーセントということで、大体50パーセントで推移している状況です。

高橋委員

これは、全道、全国の数字と比較してどうだというのは把握をされておりますか。

(教育)指導室寺澤主幹

全道の状況から比べますと、小樽市で指導できる教員の割合は、全道が70パーセント程度ですので、若干まだ全道レベルには達していない状況だと言えます。

高橋委員

それで、前にも要望してきたわけですが、では具体的にどのように進めていくかということが大事になってくるかと思えます。教育委員会としては、これに対してどのような対策を昨年度とってきたのか、今後どうするのか、これをお願いします。

(教育)指導室長

実は、コンピュータにかかわりましての教員の指導力ということと言いますと、平成13年度を振り返ってみたいと思うのですが、実は平成13年度は操作できる教員というのは5割程度でございました。今年度は9割まで上がってきております。つまり、これからは操作できる教員については、ある程度伸びが鈍くなってくるだろうというふうに思っております。また、指導できる教員については、実は平成13年度2割弱だったのです。これが、平成18年度6割弱までになってきた。これは決して全国から比べれば高いものではございませんので、私どもとしては小・中あわせて高めていかなければならないと。

ただ、内訳を見ても、例えば小学校におきましては、総合的な学習の時間などでの活用ということで、インターネットなどを教員が活用できれば、かなり指導できる教員の底上げというのが可能になるだろうと考えてございます。また、中学校におきましては、教科の特徴がございます。そのため、教科によって指導できる教員に偏りもあるようでございますので、つまり教科で実際にこういう使い方があるのだという、より今まで以上に具体的な指導内容に踏み込んだ研修講座の充実が大事だろうと思っております。そういう意味から、今年度につきましては、特に例えば見学旅行という具体的な場面でのインターネットの活用やプレゼンテーション、それから現在は今回秋なのですが、総合的な学習の時間での活用という形で、来年度以降はさらに教科という形で、具体的な授業場面を想定した研修内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

ぜひ具体的に進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

最後ですけれども、事件事故にかかわって、今までいろいろ指摘もし、要望もしてきました。「ネチケツ」のことも話をさせていただきました。ブログに関して事件も、直接ではないですけれども、関連してあったわけ

です。それらを総合して具体的に、では平成17年度はどういう対策をとってきたのか、それから、これから情報教育に当たってどういうことを考えていかなければならないのかという課題も含めて、聞きたいと思います。

(教育)指導室長

委員から過去にも同様の御質問をいただきながら、私どもといたしましても内容の改善を図ってきて、やはり子供たちの方が教員よりも進んでいるといえますが、非常に情報化の進展のスピードのテンポが違うという認識をしてございます。そういう中で、やはり教員への研修の充実ということで、必ず研修会の中身には情報モラルの指導を入れてきました。また、ただ学校だけではなくて、家庭での利用というのもポイントになるだろうということから、保護者向けの勉強会といえますが、これも北海道教育大学と連携して講座を設けたところでございます。また、保護者の皆様への啓発の資料ということで、これも北海道教育大学と協力しまして資料をつくりまして、これについても保護者の皆さんにお配りをしていったという状況でございます。今後も同様に、家庭との連携が大事であると思いますし、また具体的なトラブルを取り上げて、こういうふうに陥りやすいのだという危険性についても、ネットでの売買等々ございますので、こういうものについても現在のこういう事由といえますが、それもあわせて指導内容の見直しを図りながら、指導していきたいというふう考えております。

高橋委員

この情報化の教育というのはこれから非常に大事になってくると思います。また、避けて通れない内容になってくるわけですが、今後どのように、小樽の子供たちの情報化教育についてやっていかなければならないのか、その辺について教育長の意見をお聞かせください。

教育長

今、御指摘がありましたように、教育の場面では、とりわけ日常生活以上に、やはり情報化に対応した教育が求められるのではないかと承知してございます。これは単に教科だけでなく、日常生活、家庭との連携の下に進めていかなければならないものと思っております。小樽におきましては、中学校、小学校とコンピュータを設置してまいりましたが、全道的、全国的にかなり遅れた状態で設置する運びになったわけですが、ここ一、二年で中学校もそろそろコンピュータの更新の時期に入ってくるのではないかとことも頭の痛いところでございまして、また整備しながら、特に今まで教員が中心になってきた指導方法に、コンピュータを活用した情報化の時代にマッチしたような教育を進めていかなければならないものと考えてございます。何よりも指導する教員の研修が第一と御指摘のとおり考えてございますので、そちらを十分充実しながら、子供たちにこういった教育を進めてまいりたいというふう考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

港湾に関する使用料について

決算説明書の中から尋ねますが、52ページに港湾に関する使用料の部分があります。その中で、けい船料及び入港料について平成15年度、16年度、17年度の数字をお願いします。

(港湾)企画振興課長

初めに、けい船料につきましては、平成15年度1億9,850万5,516円、平成16年度1億7,303万7,300円、17年度につきましては、11月に名称が係留施設使用料に変わっておりますので、これを合わせた額になりますが、17年度1億7,701万5,083円となっております。

入港料につきましては、平成15年度1,325万3,246円、平成16年度1,044万614円、平成17年度1,052万3,203円となっております。

大橋委員

数字の上では変化がないという形だと思うのですが、聞いたかったのは、今、結局11月に係留施設使用料、それに変わっているということで、今、決算書の上で、これが11番がけい船料で、15番が係留施設使用料という形、それから9番が船舶給水使用料、16番に船舶給水施設使用料という形で二つに分かれているので、一つの決算書の中で、年度途中で項目を変えて、そして二つに分けて記載するというのは極めて異例のことだと思うのですが、これがどういう経過で行われたのか、それから何のために必要であったのか、それについて聞きます。

(港湾) 事業計画課長

節の名称変更の件でございますけれども、昨年の11月1日からFAL条約、これは国際海上交通の簡易化に関する条約ということで、様式等を国際的に統一して、手続を簡易にしようという条約でございますけれども、これが発効してございます。その中で、今、委員がおっしゃったとおり、例えば係留施設使用申請書というようなモデルの書式が国の方から国際条約で示されたものですから、その名称に統一したということでございます。

大橋委員

けい船料というのと係留施設使用料というのと極めて両方とも同じという感じがするのですが、これは統計上でそういう言葉を使わなければならないということで変えたということですか。

(港湾) 事業計画課長

国で示されましたモデル条例の中で、従前は管理者が勝手にけい船料という言葉で使用料を徴収していたわけでございますけれども、11月1日のその管理条約の中で、モデル書式として、例えば係留施設使用申請書という、そういう名称が示されたものですから、そのモデル書式の使用名称に合わせて、使用料の名称を変更したということでございます。

大橋委員

名称を変更するのはいいのですけれども、ただ、普通は年度が変わったときに変更していくものなのかと思いますので、それは疑問点として残します。

それから、小樽港のそういう使用料と絡んでの話ですが、いわゆるクルーズ客船ですが、この入港数なのですが、先般テレビの特集で室蘭市、小樽市、函館市の各港のクルーズ船の誘致合戦が非常に盛んになっている。その中で特に函館市が力を入れているという報道があったものですから、平成16年度、17年度、18年度、18年度の場合は現在までのクルーズ船の入港数について教えてほしいと思います。

(港湾) 企画振興課長

クルーズ船の入港隻数の推移でございますけれども、内港、外港合わせまして、平成16年度9隻、平成17年度6隻、平成18年9月末で13隻という状況でございます。

大橋委員

平成17年度から18年度にかけて倍増という形になっているのですが、これは小樽の誘致の努力によって増えたという見方でいいのか、それとも一つのブームといいますか、そういう形で国内全体のクルーズ使用が増えたことによって増えているという考え方でいいのかという点と、それから来て何日もいるわけではなくて、本当に来てあつという間にいなくなるという感じなのですか、けい船料とかそういう収入よりも、そこに乗っている方々が小樽に来てどういう行動をするかということの方が経済効果があると思いますが、そのクルーズ船が入ることによる市内の経済に対する経済効果のとらえ方、それから経済効果についてどういうふう考えているのか、その点について聞きます。

(港湾) 企画振興課長

まず、セールスについてでございますけれども、これには足まめにあちらこちらの観光会社とか、船社の方は回っておりますけれども、今回多かったということにつきましては、小樽観光のポテンシャルの高さとクルーズの二

ーズの高さ、これが背景にあったものとは考えております。

次に、経済効果の算出につきましても、なかなか難しいところがあるのですが、港湾関係業者への収入のほかに、乗客の消費につきましても、過去5年間の1隻当たりの乗客平均が約300人ということでございまして、先日市が飛鳥で行った、内港クルーズ船ですけれども、これの乗客に対するアンケートでは、1人1日で4万7,000円消費しているという高い消費を示しております。単純に計算いたしますと、1隻で1,400万円という経済効果があったということが算出されております。ただ、この消費につきましても、1回のアンケート調査ということでございますので、今回、飛鳥につきましても行いましたけれども、今後も追跡調査を行ってまいりたいと思っております。

大橋委員

同じく、小樽港に入ってくる船の中で、特色といいますか、色を塗っているものにロシア船があります。以前は赤さびて一目でロシア船とわかったのですが、このごろ少しはペンキを塗っているというふうに感じていますが、ロシア船の平成16年度、17年度、18年度の入港数、それから積荷の傾向、それに变化があるのかどうか、それについて聞きます。

(港湾) 企画振興課長

ロシア船の入港実績、これにつきましては、暦年になりますけれども、平成16年が708隻、平成17年が597隻、平成18年は8月末までの数字になりますけれども、341隻となっております。

また、積荷の傾向でございますけれども、これまでロシアからは原木、製材、水産品が輸入され、そのかえり荷といたしまして、中古自動車や包装資材、漁具、日用品を運ぶという傾向でございますが、現在でも同様の状況が続いております。

大橋委員

これ、708隻、597隻、341隻というふうに、非常に隻数は減っているという感じがしますが、私は船が大きくなったのかと思ったのですが、そうでもないようですし、これは要するにサハリンの開発、そういうところの関係において、稚内市とかそちらの方に入って、小樽市の方に入ってこなくなったというような、そういう見方になるのでしょうか。

(港湾) 企画振興課長

ロシア船につきましては、平成14年のときに、漁業の取締りの関係で大幅に減少したということが一度ございましたけれども、その後につきましては、水産品の漁模様とかそういったものも大きく影響しているような話も聞いておりますので、現在のところどういった理由かというのは、私どもでは詳細にはつかまえておりません。

大橋委員

それで、今、小樽港の今後の見通しや振興計画なんかに費目が載っていますけれども、その中で近年いわゆるコンテナヤード、非常に長くガントリークレーンをつけてほしいということを要望していたわけですが、それが結局やっとなつて、よその港並みになると、そんなふうには思っていますが、ガントリークレーンがフル活動しているようにも見えない。荷物は増えているということですから、もっとこれから活動できるのかもしれないのですが、コンテナヤードの能力、それから今後の見通しについて。

それから、一つの例として挙げますと、小樽に入るコンテナ船というのは、鳥取県境港市を經由という形で来ていますけれども、荷物は違うのでしょうかけれども、境港市の場合にはガントリークレーンが3台もあって、非常に広いコンテナヤードを持っているのです。小樽のこれからのそういうコンテナ船についての見通し、あと小樽港の今後の見通しと、どのような部分に力を入れていかなければならないかということを考えているか、これらの見通しと振興計画についてまとめて聞きます。

(港湾)企画振興課長

初めに、ガントリークレーンの関係でございますけれども、これにつきましては、現在週1便の運行でございます。荷役が大体1日ということで、週1回の稼働ということで、できればフル稼働をさせたいと思っているのですが、現状としてはそういった状況になっております。

次に、コンテナヤードそのものの能力でございますけれども、小樽の場合はコンテナヤードが1万5,000平方メートルということで、他の港と比較しますと若干狭いということになります。しかし、現在の貨物の状況ですと、しばらくは対応可能な状況にあると考えておりますけれども、今後、貨物の動向が増便を含めまして大幅に増えるような状況が生まれますと、ガントリークレーンの方は対応できますけれども、コンテナヤードの方につきましては荷さばき地の整備等の対応を図っていかねばならないと考えております。

次に、小樽港の今後の見通しと振興計画についてでございますけれども、港湾の貨物量につきましては、そのときの経済の状況とか、背後圏の人口動向に影響を受けるという状況の中で、小樽港におきましては、最近では飼料工場の減少あるいは近郊鉱山の閉山等に見られるように、押しなべて減少するという状況にあります。また、フェリーにつきましても、昨今の燃料の高騰、それから需要の停滞という厳しい状況にあるというふうに思っております。しかし一方では、先ほども申しましたけれども、中国コンテナ航路が順調に推移しておりますので、そして今や小樽港の柱的な存在になっており、今後も発展の可能性が高いとは考えております。また、先ほども出ましたロシアとの対岸貿易につきましては、中古車をはじめといたしまして、当面現状は維持されていくと考えております。

こういった見通しの中での振興計画でありますけれども、なかなか即効性のある方策を見つけられないという状況の中で、地道にポートセールスを展開していくことはもちろんでございますけれども、一つには、これまで蓄積してまいりました小樽港の官民それぞれの施設あるいは業務のノウハウを荷主のニーズに合わせていかに活用していくかということを考えていかねばならないと考えております。また、もう一つには、小樽港だけでなく、石狩湾新港も含めた道央日本海側の地理的優位性を強化するために、銭函地域を中心とした産業の集積、物流ターミナル港の創造に向けた企業の誘導等を図っていかねばならないと考えております。いずれにいたしましても、引き続き関係業界や団体、また関係部局とも十分に連携しながら、港勢の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。

大橋委員

今後の見通し等につきましては、この方向に行ってこれで発展するという方向性が見いだせないというのは十分承知しておりますので、今の回答でいいのですけれども、ただ、コンテナヤードの問題につきましては、コンテナヤードをつくれぬというときに、小樽港は後背地といいますが、ヤードの敷地がとれないということを結局、ずっと大きな理由にしていたのですね。それなのに、今回コンテナヤードができ上がってびっくりしたのが、新しく結局造成したといいますが、その敷地を全部コンテナヤードにするのかと思ったら、そうではなくて一部だけをコンテナヤードにしたという感じがあるのです。そうすると、結局長期的に見て、広い後背地が必要なものであるという認識があったのに、なぜあの程度のものにしたのか、それは需要の予測がないという形で踏んでやったものなのか、それとも小樽港の場合にはそういう港湾予算で十分とれないから、何でもかんでも結局建物を建てたりするという悪い癖、その部分でやったのか、その辺についてどうなのでしょう。

港湾部長

コンテナヤード関係の御質問ですけれども、一つは確かに現状の作業の中で、手狭とか、敷地的にはなかなか余裕がないという話はこの間ずっとありまして、私どももあそこの実際に作業をしている方々あるいは現状の中での神原汽船等々と、常に打ち合わせをさせていただいております。ただ、問題は、現状の量の中で、増えてはおりますけれども、現在はコンテナ自体が2段積みで十分間に合っているような状況。場所によっては3段積んでいるようなところもありますので、そういう意味では現状の中で対応できるというふうには踏んでおります。

ただ、問題は、今お話がありましたとおり、コンテナというのは小樽港にとってはこれから大変大きく伸びていく可能性がある部分ですから、我々としても当然増便体制というのを今やっていますので、近々にそういう形になれば、今のヤードの中では対応しきれなければ、延ばしていく方法、それから敷地的にはなるべくお金をかけないで、何とか皆さんに御迷惑をかけないで延ばせるような方法も現在検討しております、相手方にもそういう提案をして協議も進めておりますので、支障のないようには進めていけるだろうというふうには思っております。

大橋委員

「エレベーター保守点検委託料」について

160ページ、「エレベーター保守点検委託料」というのがあるのですが、この平成16年度、17年度委託料を教えてください。

(財政) 契約管財課長

契約金額でございますけれども、平成16年度は158万7,600円、17年度は60万2,980円となっております。

大橋委員

大した金額ではないのですけれども、158万円が60万円という形で、急激に委託料が落ちているのです。それで、御存じのようにシンドラ社製のエレベーターの問題で、いろいろ事故があったのですが、そのときの事故原因の中で、競争入札制度により毎年のように業者が変わる。そうすると、それまでの事故歴とかそういうものが継承されていない、それから結局製造メーカーから十分に部品の供給などを受けられないこともある、そういう問題点が指摘されていたわけですね。ですから、その中において、小樽の場合はなぜ158万円が60万円に落ちたのか、それから今指摘したような点について問題はないのか、それについて尋ねます。

(財政) 契約管財課長

金額が大きく落ちた理由ということでございますけれども、一つは市全体といたしまして、事務事業の見直しということも実施していますけれども、このエレベーターの保守点検業務に関しましても見直しを行いまして、平成16年度までの仕様書にございました機器の24時間遠隔監視業務について、委託業者の方が故障対策として24時間出勤態勢をとっているということ、それから本庁舎の場合、少なくとも当直者がいるということで、その部分を外しています。

それから、これまでエレベーターの製作会社の系列である保守会社と随意契約という形で契約しておりましたけれども、ここ数年はメーカー系でない、いわゆる独立系保守会社が道内にも進出してきております。これは、今、御指摘もありましたけれども、部品などが調達しづらいというお話がございましたけれども、2002年6月に部品納入を遅らせたということで、メーカー側が公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除勧告を受けまして、それ以降、部品調達を円滑にするようになったということで、それに基づいて保守会社が道内に来ております。小樽市の指名業者にもなってございまして、昨年度その業者等を含めまして入札を行って、そういう点では競争性を発揮したことで、低価格の落札になったものと考えております。

大橋委員

小樽水族館公社と観光振興公社の決算について

次に、第三セクターの決算について尋ねますが、小樽の第三セクターで大問題でありました交通記念館の問題が片づいたわけですね。ただ、市民の方からは、やはり第三セクターという今は赤字の原因になるのではないかと、いろいろな厳しい見方をされているものですから、小樽市内の残りの第三セクターについてどんな状況が聞けるのですが、おたる自然の村と土地開発公社については地味でありますので、これについては時間の関係上やめます。それで、いわゆる第三セクターの決算について、簡単でいいので、赤字とか今後の見通し、決算の額、事業の状況、見通し、それについて尋ねます。

まず、水族館はどうでしょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

水族館には平成17年度1月から12月まで暦年になりますけれども、決算報告書を提出していただきました。当期利益につきましては421万1,295円、これは赤字です。それで、水族館につきましては、赤字になった記憶がないといいですか、それでこの17年度については、入館者数も今までの最低の有料入館者ということで、31万7,580人ということで、大体8年前、平成10年に40万人を割り込んでから、34万人から三十七、八万人で推移していたのですが、昨年は大きく割り込んだと。その要因については、一つは17年度には愛知万博があった、それから知床が世界遺産に登録になった、それから何よりも旭山動物園、思った以上の好調といいですか、影響が大きかった。水族館側からいいますと、築30年以上経過していると、昭和49年ですので。それでこういう水回りの施設というのは30年はもちませんという中で、何とかだましましやってきたのですが、やはり施設の老朽化が目立った。そういうさまざまな要因がございまして、昨年9月から現館長をトップに据えました新館構想検討委員会なるものを職員と一緒に立ち上げて、向こう4年、5年をめどに何とか建て替えていきたいという話は聞いております。

大橋委員

外部要因がいろいろあることはわかりました。それから、新館構想検討委員会のことなのですが、それこそもう十四、五年前、林さんが長く社長をやっていた時代から、将来どうするのだと、新築しなくていいのかという問題がずっとありました。今、御存じのように、水族館の施設というのは、都市には、結局海のないところでも水族館をつくれるような、そのかわりに膨大な金額もかかるのが水族館でありますし、函館等はあきらめているという状況もあります。その中で小樽市が新築を検討していく場合に、これは結局、小樽市の事業として市の総合計画に組み込むような形で考えていくのか、それともあくまで水族館単独で考えていくのか、その辺についてはどうなのでしょう。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

小樽水族館公社につきましては、あくまで市が51パーセントを出資するという第三セクターであるわけですが、意識としては完全に民間です。ですから、今から約20年ほど前でしょうか、海獣公園から上に上がってくる上り専用のエレベータをつけたのですが、あのときも市の方で債務保証については負担したという、そういう経緯がありました。ですから、実際にこの辺については水族館の役員の方々をはじめ、伺ったことがあるのですが、あくまで自分たちが主になってということで、もしもあるとしましたら、今のような債務保証的な形というのはあるかもしれないと思います。将来の総合計画の中に位置づけるかということは、民間の施設なものですから、その辺はないと私どもは考えています。

大橋委員

新館構想検討委員会をつくったということは、何年ごろまでに新築したいとか、そういうめどがあって新館構想検討委員会をつくったと思うのですが、5年後とか、10年後とか、その辺はどういうふうに聞いていますか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

あくまで、水族館は昭和33年に北海道博覧会の海の会場ということで、今の鯨御殿の下側にできたというのが最初です。それで、一応三、四年前、新築の考えが出てきたときは、築50年ということですね、開館50年。ですから、昭和で言うと83年、今が81年になりますので、あと2年後という話だったので、今は早ければそのときでその方向性を出したいと。数年前は、できればそのとき建替えに入っていきたいという話でしたので、計画的には少しスローダウンしているのかなという感じはあります。

大橋委員

次に、観光振興公社についてですが、同じように聞きたいと思います。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

観光振興公社につきましては、平成17年度、同じようにいただいた決算報告書によりますと、当期利益としまして

は1,128万6,637円、これは黒字です。それで、大きく事業を分けると二つございまして、海の観光といいますか、祝津・オタモイの定期航路と、それから屋形船を中心としました港内遊覧、これが海の部分です。それから、陸の部分としてやっておりますのが、第3ふ頭の基部、ちょうど潮まつりで露店を開いていたあたり帯になりますけれども、あそこで一般乗用車を中心にした観光駐車場を行っているということです。それで、17年度の収入なんですけれども、6,450万円ほどという収入のうち、海の方が約2,100万円、それ以外が4,350万円ということで、極めて陸に依存している形で黒字を計上しているということです。海の方につきましては、その年、その年の天候に極めて左右されるという側面がありますけれども、750万人以上の観光客が来ている観光小樽としましては、こういう地形ですので、駐車場の利用というのは極めて高いということです。

大橋委員

観光振興公社の場合は、船の問題では2階にイスをつけて、なかなか後始末に苦んだという経過があったわけですが、現状駐車場がここまで発展するとは思わなかったのですが、収入源があるのはいいのですが、合同庁舎の計画を先日聞きましたが、まさにこの駐車場の場所に合同庁舎を建てますという話になってくるわけですね。合同庁舎の建築にかかわって、あそこの港の姿が大きく変わって、そうしますとあいている土地を苦心して探した駐車場もどうなるのかという問題があるのですが、その辺についてはどういうふうに押さえていますか。

(経済)観光振興室佐藤主幹

今、旧日本農産跡地、あそこに市の方でやっています観光バスの駐車場、それから時期によっては公社でやっていますその一般乗用の駐車場ということで中心にやっておりますけれども、新聞等で報道があったとおり、来年の秋以降にそろそろ建替えに入っていくということで聞いております。それで、うちとしましても、一つは観光バスの駐車場というのは、バス協会から聞いたのですが、道内で無料でやっている市は小樽市と函館市しかないと。それで、バス協会に毎年、今年はこことここでやりますというふうに言いますと、極めて受入れ態勢に対して評価が高いという中で、私もずっと続けてまいりたいのですが、そういうことで駐車場の適地が今はないものですから、近々、港湾部と協議に入るということになっております。

大橋委員

旧丸井今井小樽店について

サンモール商店街と旧丸井今井の建物についてどうするかという問題について尋ねますが、これはサンモール商店街につきましては、状況的にはいろいろ聞いています。現在、大事なことは整理をしていかなければならないのですが、先日、見楚谷議員から旧アネックス館の利用について質問がありました。現在、サンモールの場合は、一つには銀行借入れが北陸銀行と北洋銀行に20億円あって、それから政策投資銀行の分があって、ファンドは手に入れにくい状況だったのです。それで、方向性としてファンド及び銀行の問題が一つ、それから結局小樽開発が大家であって、その中にテナントを入れるという形で解決していくのか、それとも結局もう建物そのものを考慮に入れて、小樽開発にかかわって再開発をするようなディベロッパーに渡して解決するしかないのか、そのところをまとめて聞きます。

(経済)本間主幹

今の旧丸井今井小樽店の状況ですが、確かに大橋委員の方からお話がありましたような課題が大きく残っております。現在の旧丸井今井小樽店の地下及び1階で暫定的に営業しておりますが、これがいつまでもこのままでいいというわけにはまいりませんので、キーテナントの誘致、これがあの施設の活用策として第一に考えられるわけでありまして、この件につきましては、小樽開発とその顧問弁護士の方が中心となって、いろいろと折衝をしているという状況でございます。

あと、あの施設が共有名義ということで、小樽開発が大体4分の3持っております。そのほか丸井今井とか、あそこで営業されている地権者の方々10数名、分割ではなくて共有名義になっているわけでありまして、その整理

といいますが、そういったことも将来的には必要になってくるのかというふうには小樽開発の方から聞いておりません。

また、大きな課題といたしましては、お話のありました小樽開発の金融債務でありますけれども、一部 D B J の方から外資系に移りましたけれども、この点につきましても、顧問弁護士の方が中心となりまして、言ってみればこの小樽開発にかかわるディベロッパーといいますが、あの施設全体を取得していただけるようなディベロッパーを探すということも、テナント誘致とあわせて必要になってくるのかということで、小樽開発顧問弁護士の方々とそういった取組を現在、水面下で行っているというふう聞いております。

上野委員

北朝鮮の港湾使用について

皆さん御存じのとおり、北朝鮮の問題、今日も参議院の予算委員会で朝からその問題ばかりやっていたような状況で、また、核実験を今朝やっていたのでないかというようなことも話されておりました。これによって小樽市の船舶も入港禁止の制裁措置がとられることも想定されておりますけれども、小樽への北朝鮮の船舶の入港状況と今後の動向について尋ねます。

まず初めに、北朝鮮からこの数年、小樽へ入港している船の数を示してください。

(港湾)企画振興課長

過去3年間の実績で申し上げさせていただきますけれども、平成15年が79隻、平成16年が96隻、平成17年が89隻となっております。

上野委員

本年の9月まで、もしわかればお願いします。

(港湾)企画振興課長

9月の速報値になっておりますけれども、9月末の件数で112隻となっております。

上野委員

これは年度でないですね、1月から9月までですね。

(港湾)企画振興課長

はい、そうです。

上野委員

そうすると、これからまだ何十隻が増えていくという。私もいろいろ聞いて知っておりまして、日本海側の舞鶴港その他に寄港が減って、小樽に増えているという状況があるようなことを聞いたのですけれども、いかがでしょうか。

(港湾)企画振興課長

北朝鮮船舶の入港の動向でございますけれども、その年のウニの漁模様とか、あるいはロシアからどの程度小樽港に輸入されるか、そういったことでかなり毎年差が出ております。日本海側の港を見ますと、舞鶴港が大幅な減少ということで、今、委員の御指摘がありましたけれども、同港の取扱品目を見ますと、砂、砂利、日用品、マツタケということになっておりまして、小樽港は大部分がウニということになっておりますので、そちらの船が小樽港にシフトしているというのはなかなか考えづらいのではないのかと思っております。ただ、確かに多くなっておりますけれども、これにつきましては、今年6月までに22隻と、かなりの船舶が対前年で多く入っておりますので、ちょうどその時期に特定船舶万景峰号の入港禁止という措置がありましたので、その駆け込み等の要素もあったのかもしれませんけれども、確かに多くなっているというのは事実でございます。

上野委員

貨物の取扱いのウニと出ましたけれども、ウニだけではないと思うのですけれども、あとどういうものが小樽の港に入ってきているのか、また、その船が小樽港からどういうものを購入していくのか、わかれば教えてください。

(港湾)企画振興課長

輸入につきましては、先ほども申しましたけれども、ウニが大半ということでございますけれども、ウニの漁が終わりますと、カニ、ホヤ、エビ、そういったものも輸入されております。

輸出につきましては、中古自動車、日用品、包装用紙などが主流で、平成17年でちなみに申しますと2,772トンの貨物が入り出ております。

上野委員

それで、今年7月以降、万景峰号が入港禁止になって、金融制裁が発動されて、小樽でのその影響、今後どのようにあるか、示してくれませんか。

(港湾)企画振興課長

先ほども申しましたけれども、これまでの傾向、それから他の日本海側の港湾の動向を見ましても、なかなかこれといった確証がつかめないというのが状況で、ただ、一つ言えるのは、今後10月以降につきましては、ウニの漁期が終わりまして、昨年も冬期間につきましては10隻程度の入港しかございませんので、そういったふうな動きにはなるということは推定しております。

上野委員

この船員が何人か乗って来るわけですね。この人たちは小樽におりるのですか。船からおりて、小樽の市内を散策するとか買物、そういったことをするわけですか。

(港湾)企画振興課長

理由については定かではないのですけれども、入国管理局等にも確認しておりますけれども、北朝鮮船舶の乗員は小樽には上陸いたしません。

上野委員

小樽に北朝鮮の人たちは何人ぐらい。なかなかこれ分けられない、韓国、北朝鮮で一括で何人が小樽に住まいしているか。一括でもいいし、それがわかったら教えてください。難しいという話を聞いたことあるのですけれども。

(市民)戸籍住民課長

本来、市民部の方でございますけれども、外国人登録の関係で、9月末で韓国、朝鮮合わせてですけれども、101人ということですよ。

上野委員

小樽だけでなく他の都市も見られる傾向としては、例えば北朝鮮の方が小樽に来て、小樽の住民票をとって、逆荷を積んで韓国の方の国籍になった、こういう実態が全国にあると私は知っているのですけれども、何で私、このようなことを質問したかということ、今回のいろいろな国レベルの、国会レベルで論議されておりますけれども、やはりこれは小樽にも直接影響のある論点があるのではないかと。このように船の数が増えていく、150隻になるか180隻になるかわかりませんが、そういう影響力、いろいろな面でやはり私もこのごろ北朝鮮に興味がありまして、本とか読んだら大変恐ろしい国なのです。本当にもう笑い事でないというか、自分の嫌な人は勝手に身内でも殺してしまうというような、そういう権力思想のトップがいるという恐ろしい国だと私は思うのですよね。決して小樽もこれに対して他人事ではない。

もう今、日本でも本当にどうなるかというような形で報道がなされておりますので、こういうデータの下でどのように今後対処していくのか。また、入港の禁止の制裁がとられることも想定されております。率直に言うと、そういうところの船は小樽に入ってほしくない。もちろん小樽の港に入ってもらえば、いろいろな経済的な効果はござ

いますけれども、やはりそのような国の船がさらに何千何百何十隻も入ってくる、小樽市民にとっても、この実態がわかると、やはり小樽市民も安心してられないのではないかというように思いますがいかがですか。

総務部長

入港拒否を仮にするというのは、御承知のように港湾法を超える法律が国の方で発動されるという状況の中で、いわゆる入港を、それから港湾施設使用を認めないという格好の流れになるということです。それで、現在入っている船というと、多くはウニということですが、これは北海道全体の中のウニの加工業者がほとんど輸入元になっていますので、小樽の業者でどの程度それを受けてやられているか、その辺については詳細はわかりませんが、基本的には全道的にこれがとまるとなると、そういった加工業者の方々がどこから原料を持ってくるかということにもなり、一定程度経済的な影響というのはあるだろうというふうに思っています。

小樽港は当面扱っている船舶代理店がいろいろ使えなくなりますので、そういった意味でも大なり小なりの影響というのはある程度出てくるだろう。ただ、これ自体が冒頭言ったような法律の中で、国のレベルでやるという行為でございますので、港湾管理者としては、当然その法律には従わざるを得ないのだろうというふうに思っておりますし、今後こういった状況が発生しないような国際的ないろいろな状況をつくり出していくべきかというふうには思っていますけれども、ともかく一自治体でこれを処理するというのは極めて難しい問題ですので、そういった意味では能動的に受け止めながら判断をせざるを得ないのかというふうには考えてございます。

上野委員

今後、注視してやはりそれを見詰めていきたいと思っております。

博物館・文学館・美術館の入館料値上げと入館者数減について

博物館、文学館、美術館は去年入館料を300円に上げたのですね。ところが、すごい人数の落ち込みなのです。博物館については、入館者が45パーセント落ち込んでいるのです。これは常設展ですから、特別展は違います。それから文学館は30パーセント、美術館は35パーセント、旧日本郵船は30パーセントの落ち込みですね。そして、いくら利益が増えたかということ、博物館、文学館、美術館で、この決算書を見たら263万円の利益しか増えていないのです。この同じことがここに書いているのだけれども、やはりどうですか、当初はそんなにいっぱいではなかったような気がしたのですけれども、すごい落ち込みが、特に入館者の落ち込みが激しい。博物館は45パーセント減ですから。これはいかがですか。常設展だけです。特別展は、まだ内容によって違いますけれども。

教育部東田次長

確かに入館料が影響したというよりも、総じて例えば観光客とか、そういう方の入り込みが減ったのではないかと。例えば、交通記念館とか、そういう分析をしたときに、おおかた観光入り込み客数にある程度比例しているというような感じであると、私どもは一応分析はしております。

それから、文学館、博物館に関して申し上げますと、例えば特別展企画のものですと、そういうものとの併設の場合に、一定程度常設展入館ということになりましたものですから、そういう部分では少し減っているということでございます。

上野委員

気持ちはわかりますけれども、やはり45パーセントも入館者が落ち込むということは、急にそのときの状況が悪いからというのではなく、やはりこの金額的なものもあつたのではないかと推察します。今後この3館、やはり入館者が増えるような施策をぜひ考えてください。今度また時間があつたらやらさせていただきます。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

財政指標について

確認したいのは、いろいろな危機的状況があるということで、共通して認識しておかなければならないものに「財政指標」というのがあります。資料にも、「財政の概況」というのがあります。それからもう一つは、「小樽の財政」として、今年の9月に配られ、細かい数字が記載されております。それらを基にして確認したいと思います。

財政力指数それから問題になっている経常収支比率と、新たな保証といいますが、呼び名がついたと思いますけれども、起債制限比率とそれから実質公債費比率と、こういう三つの部分が、これが他都市と比べるいろいろな面での指標になっているというふうに思います。その三つについてお聞かせ願います。

財政力指数の取扱い、財政部で押さえているのは、道内10市の中で3番目に低い数字となっています。低い数字ということは、裏返せば悪いということになるのだろうというふうに思いますけれども、この財政力指数の仕組みはどうですか。

(財政) 財政課長

財政力指数ということですが、今回お配りしてございますこの財政の概況の上のページに、主な財政指標の中で確認されている指数というものが出てきているわけなのですが、財政力指数はどうやって計算するかということをまず説明しますと、普通交付税の計算の中で基準財政需要額、財政用語で言いますと基準財政需要額と基準財政収入額というものがございまして、その差し引いたものが普通交付税で交付されるという、大ざっぱに言いますとそういう形になっておりますが、その際の基準財政需要額分の基準財政収入額、これが財政力指数の計算式になっております。基準財政需要額というのはどういうものかといいますが、交付税の算定上、人口10万人を基準として、それにかかるだろう経費というものをそれぞれ積算してつくり上げたものが基準財政需要額となっております。逆に、基準財政収入額というものは、小樽市でいきますと、普通税、目的税を除いた税の部分と、あと今出てきます普通交付税を足した部分、あともう一つ地方譲与税、自動車重量譲与税とか、そういう譲与税、その他交付金なんかも入るのですけれども、それらを足したものの、標準的に当該市町村が収入されるであろう額、それを基準財政収入額として置いてございます。その比率で二つというのが財政力指数でございます。

それで、平成17年度の数字、今回お配りしている資料の中では、一応3か年平均の数字を使わせていただいております。それが、0.464ということで、かかるだろう経費のうち収入の部分が半分以下というようなこの指標は達してございます。3か年平均を使えるというのは、単年度で数値の大きい出入りがあった場合、それから直に基準比率と財政指標として使うべき支障が生じるということもございまして、3か年平均を使ってございます。それで、ちなみに限度のことを言いますと、これが1を超えれば普通交付税の不交付団体ということで、道内では泊村、ここに北海道電力の施設がございまして、そこに入ってくる固定資産税、これが多額になってございまして、その分でその算式に置きかえた場合1.0を超えるということで、不交付団体になっております。一応、財政力指数というのは、そういう形で積算されてございます。

佐々木(勝)委員

0.46台をずっと保っているということですね。よく小樽市が財政再建団体になりつつあると。数字の上では62億円と、こういうのがありますね。だから、一般会計予算で言うと、小樽の場合630億円だと。この基準の標準でいき

ますと、財政規模というのは、小樽の場合はいくらになりますか。

(財政) 財政課長

平成17年度の財政規模というのも、普通交付税、今回の財政力指数を出すときに計算される数字でございまして、それが17年度の標準財政規模で、標準的に入ってくる収入の部分ですが、交付税では75パーセントを掛けて留保財源というのを持っているわけなのですけれども、基準財政規模の場合はその75パーセントを掛けない前の実際入ってくる標準的な収入と、先ほど言いました普通交付税を足したものの、これが財政規模になってございます。これが17年度の数字で約311億円となっております。

佐々木(勝) 委員

そうすると、現在平成17年度約311億円ですね。ここ3年間の推移を教えてください。

(財政) 財政課長

財政規模のここ3年間の数値ということでございますが、平成17年度は先ほども言いましたように約311億円、平成16年度が約314億円、平成15年度が約314億円ということで推移してございます。

佐々木(勝) 委員

そういうことで、先ほどの話の内容ですけれども、小樽の財政規模からいうと311億円というふうに押さえますか。その20パーセントになったときは、20パーセントを掛けて60億円。そこに到達しないようにということで話を進めていますけれども、現在の累積赤字が、この2年間は赤字になっていますね。繰上充用をとりながら埋めていますね。現在、いわゆる累積赤字はいくらでしょうか。

(財政) 財政課長

平成17年度決算で、累積赤字が14億871万4,000円となっております。

佐々木(勝) 委員

平成17年度は赤字、18年度の見通しを前回尋ねましたけれども、まだ数字は出ていないということです。それが18億、10億円台になると思うのです。こういうことで押さえているのですが、いかがですか。財政力指数というこの部分は、非常に重要な要素になってくるのだということで認識してよろしいですか。このままでいきますと、上がりこう配になって、0.462、0.464となっていますけれども、今後の見通しはどうなっていますか。

(財政) 財政課長

ここに3か年の数字で載せてございますが、単年度の基準財政収入額が基準財政需要額で計算しますと、平成17年度が0.464、平成16年度が0.462、平成15年度が0.461と、こういう0.4台を推移しているわけなのですけれども、平成13年から臨時財政対策債というものができました。ここで基準財政需要額の一部を臨時財政対策債ということで、従来まで交付税で措置してきたものがこの地方債に振り替わるということで、この数字を財政力指数を計算する際に追い出しているというのが事実でございます。ですから、単年度数値で言いますと、この平成13年度以降の数字というのは、小樽ではある従前の数字より程度横ばいなのですが、町村によっては0.01とか上がっている町村もございます。臨時財政対策債という基準財政需要額から追い出した額を除いて計算しているものですから、そういう部分が13年以降あるというのを頭に置かなければならないのかと思ってございます。

それで、またここ二、三年の状況を見ますと、国の交付税の積算上、当市単独事業なのかを平成2年のころまで落とすということで、当然計算する際の単位表という算式の中に出てくる数字がございまして。その額についてある程度落としてきていると、こういうことがございます。基準財政需要額は、さらに分割すると、経常収支とか、投資的経費という部分がございます。投資的経費の部分、投資単独事業を落としているものですから、係数を落としているという場合でして、小樽市も落ちているというのが実情でございます。ですから、この中の算式で計算されて現状の数字になってございます。

これからどうなるかということでございますが、これから19年度の地方財政計画とかが出るわけなのですけれど

も、その中で地方交付税の額も示されていくわけなのですが、今私が聞いている範囲では、19年度から新型交付税ということで、基準財政需要額の一部を人口と面積で積算するというものが入ってきます。その割合は順次増やしていくということで聞いてございますが、具体的な中身の算式自体私も把握しておりませんので、どういう状況になるかについてはわかりません。それで、結論からいいますと、そう大幅には変わらないのではないかとということがありますけれども、そういう詳細な部分をはっきりしないと、その数値については横ばいになる、上がっていくということは、ちょっと推測しかねる部分がございます。

佐々木(勝)委員

わかりました。結論からいったら、改善される努力をするということ、改善する努力がこの財政力指数からいえば、自主努力というか、こういうところにあるのかなのか、どうなのですか。

(財政)財政課長

交付税の積算上、冒頭でも言いましたけれども、基準財政需要額の積算上、先ほども言いました人口10万人を基準として一定のかかるだろう経費を積算してございます。例に挙げますと、交付税の中でも人件費というのは計算されてございます。それは一定の人口10万人という規模においたとき、保育所が何か所あるという中で、職員が何人要るだろうという積算をされております。その中で自助努力で小樽市が独自削減をすれば、その中で交付税の積算上の数字というのは変わりません。これは国の人事院勧告を基準に、実際のことを言いますと、人事院勧告の数字より多少低い数字にはなっているかと思うのですが、その額で一定の計算を交付税の中ではしてございます。ですから、自助努力によって、経費の節減とか、そういう部分というのは、交付税の中には算入されません。ここではある一定の基準でもって、こういうふうに算定されますと。その中で、経費を自分たちで独自に削減した部分とか、そういう部分では余裕財源が生まれるといたしますが、そういうものが発生してくるので、ほかの事業とかにも充てる部分が出てくるというものでございます。交付税の積算上、あくまでもある程度理論で計算されている部分がありますので、自助努力の部分というのはなかなか反映されないという部分がございます。

それともう一つ、そういう行政改革とか、そういう部分を交付税の中でインセンティブを見ましようという、そういうことの中で、昨年から一部の算定の中にそういう部分が入っているというのも、これも事実でございます。

佐々木(勝)委員

本当に予算、決算を含めて、数字というのは物すごく込み入っているわけです。できるだけわかりやすく市民に伝えるということが必要ということで、毎回数字をわかりやすい数字に直して理解し合おうという、それはそれでいいです。

もう一つの経常収支比率の問題です。このところは、標記の中では改善された面もあるけれども、しかし非常に厳しいということの標記があり、昨日、財政部長も、数値からすれば、いろいろな面での評価をすれば、大変厳しい状況にあると、こういうふうに押さえて答弁しておりましたが、この経常収支比率については、道内10市の中で一番今度は高い数字という、高いとはいいいようにも聞こえるけれども、これは大変なことです。これを見ると、99.1をめぐって動いているわけですが、この経常収支比率はどういう見通しになっていくのか。

(財政)財政課長

経常収支比率につきましては、簡単に言いますと、自由に使えるお金がどれだけあるのか、要はどれだけ事業に回せるのか、こういうお金がどの程度あるのかということ、概略的にはそういうのを示している数値でございます。それでいきますと、小樽市の場合、平成17年度決算で99.1ということで、残り1パーセントもないというのが実際のこの比率から表しているところでございます。それで、15年度、16年度、17年度と、この波があることなのですが、これは先ほどの委員からもありましたけれども、普通会計の決算状況調査というものがございまして、その中で具体的に言いますと、下水道の繰出金の関係で、一部経常経費とか臨時経費、その額によって経常収支比率に反映してくるのですが、そういう部分が一部ございました。国の方で言う下水道に対する繰出金の考え方の通知

の中で、これは経常経費だ、これは臨時経費だという部分での扱いが、平成15年度と16年度で変わってございます。16年度と17年度でも変わりました。さらに17年度から18年度の部分でも一部変わるというふうに聞いてございます。それで、これは試算なのですが、数字的なものは頭の中に残ってございませぬけれども、99.1より上がるという見込みが出ております。

佐々木(勝)委員

高くなるのだね。さらに、近くなると。

(財政)財政課長

そうでございます。

佐々木(勝)委員

起債制限比率と実質公債費比率、この表示があります。この違いといいますか、それから背景を伺います。

(財政)財政課長

起債制限比率と実質公債費比率の違いなのですが、従前の起債制限比率というのは、普通会計の中での借金の比率といいますか、将来負担する公債費の比率を表した指標なのですが、実質公債費比率の方は、それに公営企業に対する繰出金の中の元利償還金に当たる部分、要は病院事業とか水道事業、下水道事業に対するそちらの企業会計の方で継続費用に充てた元利償還金に対して、一般会計が一部繰り出している部分、そういう部分についても算定の中に入れましょう。それからもう一つ大きいのは一部事務組合、小樽の例で言いますと、北しりべし廃棄物処理広域連合とか、その建設費に対する公債費の小樽市の負担分に対しての実質公債費比率の中では、計算するということになってございます。

なぜそういうことになってきたかといいますと、今までだと普通会計の中だけでとらえていたのですけれども、それでは実質的な普通会計が占める部分の負担がわからないということがございまして、要は企業会計とか、そういう広域連合事務組合なんかの公債費に当たる部分は実質負担している部分があるのであるから、それも当然将来普通会計の中で負担していかなければならないということもございまして、今回、地方債というものが許可制度から協議制へ一部、今回もその中でこういう基準が出てきたというふうに認識しております。

佐々木(勝)委員

わかりました。この実質公債費比率になったことによって、これからはこの比率を使うということで押さえていいの。そうすると、現在でも小樽の場合は19.2ですか。

(財政)財政課長

はい。

佐々木(勝)委員

これが25へ行ったら制限になるのだね。だから、この部分については、病院関係のところでは話が出ましたけれども、すると、借金ができないという部分が微妙になってくるのかという感じはするのですけれども、平成17年度度は起債制限比率で19.5、これも評価の中に入っている。借金するにも借金しづらい状況というのが出てくるのかということで、今後の見通しを簡単に聞かせてください。

(財政)財政課長

実質公債費比率の今後の見通しということでございます。先ほど委員からありましたけれども、病院建設ということも控えてございますので、その辺でどうなるのかということでございますが、第3回定例会の本会議の中でも、市長から答弁させていただいたのですけれども、病院建設というのは、一応今の予定では平成23年開業という予定で、それに対する建物を21年からかけて医療機械も整備していくということで、その中で病院事業会計に対する公債費の部分で、この実質公債費比率にはね返ってくるということなのですが、起債の起こす時点では金額的には大きいのですけれども、地方債というのは、原則借りた年度から医療機械であれば5年間で償還しますと。中1年間

は整理期間というのがありますけれども、あと建物につきましては、今、財政融資資金で言えば、30年で償還しますと。その中で、5年間は据置きという貸付条件になっております。そうなりますと、今うちの方で、本会議の中で市長答弁もしたのですが、病院事業でいけば、建てて開業されてから、4年後ぐらい、平成27年の時点で元利償還金のピークが来るというふうに試算してございます。その試算の中で、病院事業会計の部分は増えるのですけれども、一般会計の部分でかなりの公債費負担の部分が落ちてくるということもございまして、今の試算でいけば、起債は制限される25にはならないというふうに推計してございました。

佐々木(勝)委員

わかりました。私たちが十分数値を注意しながら見ていかなければならないのだろうというふうに思います。ただ、病院の問題も含めて、財政が厳しいのだから、借金できるのかという問題、これはまた別な論議ですけれども、財政状況は、こういうふうに指標をひもといても、全道10市の中で一番高い数値と、それが推移していくと、こういうふうになれば、大変厳しい情勢になるというふうに押さえざるを得ないと思います。

各部の重点施策に対する事後評価について

そういう財政状況だということを踏まえて、平成17年度の各部の重点施策についての事後評価という形をとった方がいいかというふうに思います。各部選択した理由、そしてその内容についてお知らせください。

(総務)企画政策室渡辺主幹

総務部におけます重点事業でございますけれども、福祉コミュニティ都市推進事業としまして、杜のつどいの活動がございます。この杜のつどいでございますけれども、高齢者が元気に暮らせるまちづくりを目指すものでありまして、具体的にはパソコン教室とか、また脳力アップ講座を開いたり、そういうもろもろの講座を行ってございまして、あと全体事業といたしまして講演会等も行っているところでございます。

これ自体の評価といえますか、実態でございますけれども、今、高齢者が気楽に立ち寄れる居場所ができたことで、こもりがちな高齢者は社会参画が図られないが、この参加を通して生きがいなどが生まれてきたと。そして、活動拠点である杜の広場が中心部にあることから、新たな人の流れが生まれてくるという、商店街にある程度の影響を及ぼしてきているだろうというふうに考えてございます。そういう前提の中でもって事業を進めてきた、昨年から進めたのでございますけれども、今年で2年目になってございます。

今後についてですけれども、基本的にその事業をどういうふうにしていかなければならないのかといえますと、常設の杜のつどい自体の財源がぜい弱でございまして、そのぜい弱な財源を何とかしていきたいと。そのために、一例でございますけれども、コミュニティビジネスなんかを導入できないだろうか、そういう模索をしながら、今後進めていくような格好になるかというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

財政部ではどうですか。

財政部長

財政部は事業部門でございませぬので、どちらかという税が職員の半分を抱えておりますし、あとは内面的な管理部分が中心ということでございます。したがって、事業費うんぬんで語るよりも、むしろいろいろな制度の改革等によって財政面での大きな効果を上げたものに、入札制度の改革あるいはトライアルというのがありますので、これは契約管財課長から内容を説明させたいと思います。

(財政)契約管財課長

入札制度ということで、平成17年度より一部公募型指名競争入札を導入させていただいてございます。これの効果でございますけれども、導入する前の平成16年度に契約件数65件で93.8パーセントだった落札率、これが平成17年度は71件で87.9パーセントでございまして、このうち公募型の落札率は11件で77パーセントになってございます。また、今年度9月末日現在におきます平均落札率でございますけれども、契約件数43件で88.4パーセント、このう

ち公募型によるものが15件で79.8パーセントとなっております。

次に、平成17年度の契約管財課におきます工事の契約金額は合計で10億6,488万円ございましたが、16年度平均落札率93.8パーセントが、平成17年度は87.9パーセントと、5.9パーセント低減したことによりまして、計算上金額ベースでは7,150万円程度の縮減が働いたものと推計しておりまして、厳しい財政状況の中にあって、この公募型指名競争入札の導入が相当程度の財政効果を上げたのではないかとこのように考えてございます。

佐々木(勝)委員

わかりました。それでは、経済部の方に伺います。

(経済)水産課長

経済部の方は「ゆたかさ 産業・活力プラン」の中の重点事業ということで何点かあるのですが、まず最初に水産課の方の事業から話させていただきます。

最初に、ウニ増養殖場造成事業負担金ということですが、高島地区の前浜の浅海部には優良な漁場がありますが、狭あいであり、また水深3メートルほどの海域ではじ料藻場が繁茂していないため、漁場として利用されていなかったことから、ウニ礁を設置し、海草の繁茂を促し、優良な漁場の造成を図ったものであります。なお、施工面積につきましては、当初1万平方メートルということで予定しておりましたが、水深等の関係などもあり、3,607平方メートルに設計変更となっております。また、今年から囲い礁にウニを放流しましたので、今後ウニの定着あるいは漁獲が見込まれております。

次に、塩谷漁港整備道直轄事業費負担金です。塩谷漁港は、数次の漁港整備を進めてきましたが、砂が寄ったり、それから越波などのために漁船が損壊するなどの問題があり、平成17年度に防波堤の新設や泊地のしゅんせつを実施しました。当初平成17年度で完工を予定しておりましたが、波が巻き込む等のふぐあいがありましたので、平成18年度まで1年工期を延ばしております。この事業が実施されることにより、漁業者の安全航行あるいは経営の安定が図られるものと考えております。

(経済)産業振興課長

産業振興課に係る部分について報告させていただきます。

私どもの方では、産学官が連携をいたしまして、地場産業の振興を図るということを目的といたしまして、平成15年6月に小樽市地域経済活性化会議というものを発足させておりまして、そこでの議論を具体化するために、東アジア経済研究会、それから小樽観光大学校設立準備会というものを設立いたしました。いずれの事業につきましても、民間事業者からの御負担、道の補助金をいただいて事業を実施しておりますので、決算書には計上されておられませんけれども、事業として報告させていただきたいというふうに思っております。

東アジア経済研究会では、香港と台湾でマーケットリサーチ事業を実施いたしました。その結果、現地の百貨店での常設販売あるいは物産展での引き合い、そういったような継続的な取引に至った商品というものも生まれておりまして、小樽物産の販路の拡大をすることができたというふうに考えてございます。今年度におきましては、引き続き台湾におきまして商談会等を開催し、さらに小樽物産の販路拡大を図っていききたいと、このように考えているところでございます。

また、観光大学校の設立準備会の方では、小樽の歴史・文化、そういったものに対する知識を有した市民あるいは産業人を育成することによる小樽観光大学校というものを設立する、その実現のためのプランをこの観光大学校の設立準備会でさせていただきます。この4月に商工会議所に事務局を移管してございますけれども、小樽観光大学校の年内の開校を目指して現在作業が行われておりまして、開校後は人材の育成による小樽観光の質的な向上を図ってまいりたいと考えてございます。

(経済)観光振興室長

短期基本計画の関係で記載されていますけれども、構想として策定されて以降、現在、関係団体等を通じてこの

具体化に向けて検討を進めているところですので、内容については割愛させていただきたいというふうに思います。

小樽教育旅行誘致促進実行委員会負担金がいわゆる新規事業ということで、市から100万円の負担金を出しております。総事業費的には625万円で実行委員会をつくっていますけれども、おおむね観光誘致促進協議会の会員が実行委員会のメンバーになって、いわゆる教育旅行を誘致しようということで、これにターゲットを絞って実行委員会を結成しております。初年度は、いわゆる体験モデルコースを設定したガイドブックを2,000冊、あるいはそれと同様の内容のCD-ROMを1,000枚、あるいは関連するホームページの立ち上げ、情報公開をしています。あわせて、3月ですけれども、誘致のために関東・近畿、中国地方を回っております。これについては、やはり1年先、2年先ということで、確かに今年既に何例か、このモデルを持ってきている部分があるのですけれども、まだ先に効果が出てくるということで、本年度についても道内、道外のキャンペーンを実施しているところであります。

佐々木(勝)委員

ウニの関係で1,200万円予算化して、実際に支出済みなのがたぶん600いくら。半分になっているということで、まだ途中なのか。

(経済)水産課長

事業の実施は終わりました。ただ、先ほど説明させていただきましたが、当初設計の計画の当時は、まだ水面等の状況がわかっておりませんでしたけれども、平成16年度以降、調査等を行いまして、適切な場所ということで、当初の1万平方メートルから3,607平方メートルに面積が減少になったことにより、総事業費が落ち、その結果、負担金も下がったということで、予算の残が出ております。

佐々木(勝)委員

不用額ということで押さえておきます。

次は港湾部。

(港湾)事業計画課長

港湾部の重点事業といたしまして、臨港道路の新設改良事業費と小樽運河の浄化対策事業費について説明をさせていただきます。

まず、臨港道路新設改良事業ですけれども、これは小樽港縦貫線の4車線化へ向けた拡幅工事でございます、平成7年度から事業を進めておりまして、小樽港湾事務所から勝納ふ頭のフェリー交差点の手前まで整備が終わっております。

評価につきましては、この事業で整備された区間につきましては、港湾関連車両や一般市民の車両の円滑な交通が確保されているというふうに考えてございます。

次に、小樽運河浄化対策事業でございますけれども、この事業は運河の底にたまっている汚泥からメタンガスですとか、硫化水素ガスが発生しまして、それに伴って悪臭が発生し、市民はもとより観光客等からも苦情が寄せられたということから、平成15年度からしゅんせつを行ってございます。

この事業の評価につきましては、運河の水質や周辺環境整備、さらには、今後、観光客の北部運河への回遊性を高める効果を期待しております。

佐々木(勝)委員

消防本部はどうですか。

(消防)総務課長

消防本部におきましては、消防機動力増強・近代化事業といたしまして、大型水槽車の導入を行っております。この機動力増強・近代化事業につきましては、消火車両の増強、更新ということで、計画的に実施しているところでございますが、このたびは昭和55年に導入いたしました大型水槽車の更新ということでございます。この大型水槽車は、一般の水槽式ポンプ車の5倍の10トンの水を積載しており、消火栓にたよることなく、速やかに消火活動

を行うことができるとともに、水源車として他の車両に消火用水を補給することができるものでございます。装備といたしましては、本市で初めて50メートルの高圧ホースのついた「Fog-Tec」という高圧噴霧消火装置を装備しており、通常のホースを延長することなく消火活動が行えるほか、少ない水量で消火活動が行えることから、マンション等の火災における水損防止に有効なものでございます。また、「メタルハライド」という高輝度照明装置を3基搭載しており、夜間の消防活動をより安全確実に実施できるものでございます。

以上のように、この事業におきましては、今後の消防活動におきまして十分に評価できるものと考えております。消火活動を迅速、的確に行うに当たりまして、この機動力増強・近代化事業は必要不可欠なものでございますので、今後も消防長期構想の中で車両の充実、高機能化を図ってまいりたいと、このように考えております。

佐々木（勝）委員

最後、教育委員会に伺います。

（教育）総務管理課長

平成17年度に実施しました教育部の主な事業であります。教育環境の整備の推進につきまして説明させていただきます。

校舎等増改築事業としまして1,622万2,000円、これは豊倉小学校の教室不足解消のため、特別教室を増築したものであります。

次に、校舎外壁改修事業としまして2,651万6,000円、これは忍路中学校、松ヶ枝中学校の外壁の老朽化に伴う改修工事を実施したものであります。

また、昨年全国的な問題となりましたアスベスト対策事業としまして約1億6,000万円、これは天井などの吹きつけ材にアスベストの含有が確認されました全部の部屋を対象に、小学校7校、中学校6校におきまして、安全・安心の確保を図るため、吹きつけ材の除去や囲い込み工事などの対策を実施したものであります。

以上、学校施設の整備・改修にかかわる事業を実施いたしましたが、今後につきましても、児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう、また生涯学習の場として活用できるよう、学校施設の整備・充実を図り、教育環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

（教育）生涯学習課長

社会教育の分野で二つほど示したいと思えます。

一つは、放課後児童対策事業でございます。放課後児童クラブは、少子化対策あるいはまた女性の就労支援、そしてまた子供の居場所づくりといった面でございます。市としましては、ますます重要な事業となってきてございます。市としまして、平成17年度から障害児の受入れ部分を開始いたしまして、保護者の要望などがございまして、通年サービスの拡大といったものに努めてきてございます。それで、現状では全道の他市と比較いたしましても、一定充実した水準になっているものというふうに考えております。

二つ目としまして、子どもの居場所づくり推進事業でございます。子供の安心・安全な居場所づくりといったことと、もう一つは地域の教育力の向上といったものを目標といたしまして、17年度からスタートしてございます。この事業の内容でございますが、毎週土曜日の午前小学校の体育館を開放いたしまして、地域の大人の方々に入っていただきまして、子供の安全を確認したり、また文化・スポーツといったところのさまざまな活動をして指導をしていただいているといったようなことでございまして、1年間実施した中では、地域のさまざまな御協力をいただきまして、年間に35週、延べ2万人の児童がこの活動に参加してございます。それで、当初目標とした一定の成果といったものを上げることができたものというふうに考えてございます。ただ、課題といたしまして、地域の無償ボランティアを主体とした事業でございますので、まだ対策として十分ではございません。安定したこの事業の推進を図るといった意味では、地域の方々の参画ががきであるというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

所定の範囲内で答えをもらいました。どれも働きやすい環境づくり、それから市民に目を向けた取組等々の目的を達成しているというように思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について

平成17年度決算説明書144ページ、先ほども話の中に出ていました衛生費の中の北しりべし廃棄物処理広域連合負担金についてお尋ねしたいと思います。

17年度決算で3億2,574万円というふうになっていますが、起債で2億2,380万円を充てていますが、この負担金に対する交付税などの手だてはどのようになっているか、お尋ねします。

(財政)財政課長

まず、この広域連合に対する負担金の3億2,574万円の内訳なのですが、建設費に対する部分が2億7,000万円程度でございます。それから、管理費ということで5,600万円程度でございます。それで、合わせて3億2,574万円という中身になってございます。それで、市債につきましては、一般公共事業債の中に財源対策債分というのがございまして、その起債を平成17年度では2億2,380万円充ててございます。これにつきましては、委員からありましたように、普通交付税の財措置がございまして、原則として50パーセントが普通交付税の公債費の中に算定されてございます。算定の仕方としては、元利償還金そのものを算定するわけではなく、借りた起債額をそのまま算定し、理論償還するという、これもまた難しい言葉が出てくるわけなのですが、一定の20年なら20年で償還していくと、このような額になるというケースごとの中で計算して算入しているという形でございます。一応、市債につきましては、交付税措置がなされる起債となつてございます。

菊地委員

平成18年度予算では、4億800万円ですね。これに対しても、先ほど説明があったように、建設費にかかわる部分については交付税措置されるということですか。

(財政)財政課長

平成18年度につきましても、建設費に係る部分で予算上市債を見込んでございますので、その分については有利な地方債ということで、17年度と同様、交付税措置がある財源対策債を要望していく予定にしております。

菊地委員

焼却炉は実際には平成19年4月供用開始の予定で、工事が進ちょく中なのです。この後は、建設事業費に加わって管理運営費、それも決まった形でのそれぞれの自治体の負担金が出てきます。平成19年度の予算では、小樽市は8億5,400万円というふうに、かなりの高額な負担になっていくのですけれども、こういうふうに管理運営費も含まれていった場合の交付税の措置というのはどうなのでしょう。

(財政)財政課長

負担金に対する財源措置につきましては、先ほどもありましたように、原則建設費に係る、公債費に係る部分につきまして、その部分での交付税措置しかございません。それで、もともとの本体の地方債につきましては、広域事務組合が直接借りてございます。その残りの分の建設費と公債費負担ということで、各関係市町村の方に負担金が来るとございまして、今、委員が言いましたように、公債費に係る部分につきましては、ごみ処理施設については、例の交付税措置50パーセントということになっておりまして、その措置はございますけれども、その施設の管理とか運営費に対する財措置については、現在のところございません。それについては、料金を回収

する部分とか、そういうものが原則充てられるという形になろうかと思います。また、広域事務組合でございますので、関係団体による負担金によってその経費が賄われる、そういうふうになってございます。

菊地委員

そうすると、平成19年度の建設事業費、それから公債費は8,575万8,000円ですから、それに対して50パーセントの交付金があったとして、小樽市が8億5,416万3,000円負担するとしたら、ここには実際交付金としてどれだけ入ってくるのでしょうか。

（財政）財政課長

歳出全体で、今の数字からいきますと、約11億円弱の数字がその広域事務組合の歳出としてありまして、市町村負担分がそのうちの約10億円ということでございます。それから、その中の公債費については8,500万円という、今あった数字で計算しますと、小樽市の負担割合というものが、この事業費からすると約9割弱ということになります。そうなりますと、公債費の小樽市の負担割合も8,500万円の約9割弱ということになります。その約2分の1が原則交付税で措置される額となろうかと思います。

菊地委員

そうすると、北しりべし廃棄物処理広域連合の小樽市の負担金は、平成28年度で最高額16億円を超えるのですね。今、財政課長が説明された額で言うと、丸々8億円あるいは16億円というのは、一般財源からの持ち出しになるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（財政）財政課長

平成28年度の16億円の負担金の中には、一部公債費に係る部分も4億8,000万円程度計算されてございます。そのうち公債費に係る小樽市の負担分については、先ほどもありましたように交付税措置があるかと思えます。それで、大ざっぱに計算すると、恐らく2億円何がしの数字が交付税の中で試算されるかと思えます。それにつきましても、先ほどもありましたように、交付税自体理論計算となっておりますので、それぞれの年度で、当該年度で小樽市が負担する額に対して交付税措置額というのは、恐らく多少入り繰りがあるかと思えますけれども、総体の原則としては一応そういう財政措置になってございます。ですから、この残りの部分につきましては、小樽市の一般財源の持ち出しになるというふうに考えております。

菊地委員

一般会計の規模がこの後どう推移していくかということとも関連すると思うのですが、そうなっていきますと、衛生費の比率がかなり高くなっていくだろうというふうに思います。平成17年度決算で、給与も含めて9.1パーセント、18年度予算で9.4パーセントぐらいになっていっているのですね。ずっといくと、10パーセントを超えていきますし、全体の枠の中で衛生費がそういうふうにして比率が高くなっていったときに、財源の確保の見通しというのはどのように考えているのかお聞きします。

財政部長

衛生費もいろいろありますけれども、今の特に北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金の問題について言いますと、確かに額としてはそのピークが平成28年度でしたか。ただ、内容を分析してまいりますと、来年の4月1日スタートの時点で、小樽市から12名の職員が連合の方に派遣されるという格好で、その分の人件費がこの負担金の割り返しでなるのですけれども、一般会計から出ないで、負担金の中に含まれて出ていくという格好になります。これは、いついつまでいかにしても、相当数の金額がその負担金の中に含まれてあるということ。それから、路線収集を全面的に民間委託し、あるいは焼却場で処理するというような形が整った段階で、現行の環境部の業務の予算全体がかなり絞られてくるという可能性もございます。その辺の入り繰りを合わせると、大ざっぱに見て、1億5,000万円か2億円弱ぐらいは出てくるかというふうにも思っているわけです。ですから、正直申しまして、我々が作った財政再建推進プランのときよりも、平成21年度までのベースでしかわからなかったのですけれども、確

かに単年度の負担金は多くなっていますが、そういった要素もありますので、増えた分が残るということではないというふうにも理解しておりますから、北しりべし廃棄物処理広域連合の中でも管理運営費は極力経費節減ということも大事なことで、小樽市がほとんど払うというような格好になってまいりますので、その点は本当に慎重にやっていっていただきたいというふうに思います。確かに建設が終わりますと、大部分のランニングコストについては一般財源を持ち出した負担金という格好になりますので、それはそれでまあかなりきつくなります。

そういう意味では、設置以来ずっと本決算特別委員会で議論されておりますけれども、投資的経費といいますが、回す臨時的な経費をほとんど出しにくいような財政状況になっておりますので、本当にできるだけ事業選択しながらやっていって財源を生み出して、この負担金というのは何にも増して先に払わなければならないものですから、そういったものを出していくように考えなければならないというふうに思っています。

菊地委員

公債費比率がどんどん下がっていくから心配ないというお答えも出るのかと思っていたのですが、そうではなかったのですが、衛生費そのものの比率が高くなっているということで、市民負担がこれ以上高くないように、ごみ手数料の有料化とか、そういうところにつながらなければいいというふうに、またそういうことのないようにしていただきたいということを要望して、私はこれで終わります。

北野委員

実質公債費比率（試算）算出参考資料について

私は、9月の予算特別委員会で出された資料を時間がなくて十分活用できなかったのですが、大事な問題ですので、これを中心に質問させていただきたい。

最初に、9月19日に予算特別委員会に出された資料なのですが、実質公債費比率（試算）算出参考資料の中で、衛生、土木、消防、教育、その他ということで、予定している主な事業が書かれているわけですが、その他というか、他あるいは等という表現で出されているのですが、ここに計上されている金額に含まれているのかいないのかも含めて、どういう事業が予定されているのか、まず説明してください。

（財政）財政課長

19日に示した実質公債費比率（試算）算出参考資料に計上している事業の件につきましてですが、衛生の中の他ということで、墓地の環境整備を700万円見込んでございます。それから、保健所の整備ということでも、事業費の中に組んでございます。

それから、土木の他でございますが、市道整備について4,000万円を見てございます。

それから、海域環境総合事業ということで、運河のしゅんせつ事業ですが、この事業について5,000万円から6,000万円を見ております。年度によって、数字が違いますので、そういう猶予を見ております。それから、臨港道路につきましては、残り平成17年度の方で6,000万円を見てございます。

それから、教育の他でございますが、新博物館の平成19年度の方の事業費を1,000万円見ております。

その他の住宅のオタモイ住宅整備事業等ということで、等の中身といたしましては、若竹1号、2号の改善事業と、それから公営住宅の地上デジタル化、その整備費を見てございます。

北野委員

今、他の事業名を幾つか挙げられましたけれども、これは金額が示されているから、右の欄の額の中には含まれているというふうに理解してよろしいですね。

（財政）財政課長

はい。

北野委員

そこで、まず教育委員会に伺いますけれども、小中学校の耐震工事の予定について、適正配置計画との関連で今まで説明されていましたが、具体的に説明してください。

(教育)総務管理課長

昨年までに各学校の耐震化優先度調査を実施いたしました。それを基に、平成18年、19年をかけて耐震化整備計画を立てていきます。その耐震化整備計画につきましては、今、行っております小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会とリンクさせながら整備計画を立てる予定でありますので、それが大体19年度末、20年度の初めには公にできるのかと思っておりますので、それ以後、整備計画を推進していくこととなりますので、早ければ21年度からは実施していきたいという考えを持っております。

北野委員

財政に聞きますけれども、今、教育委員会からそういう話があったのだけれども、この実質公債費比率(試算)算出参考資料の中には、それが出てこないのです。これは平成28年度までの事業予定なのだけれども、一番子供たちの安全を守らなければならない耐震工事は新規だということで、これは入れていないということなのですね。教育委員会でやりたいと。そして、あなた方は財政上組んでいないと。これはどういうふうに理解すればいいのですか。

(財政)財政課長

今回の実質公債費比率(試算)につきましては、あくまでも現状で事業費とわかっているもの、それから9月19日の資料にもございますけれども、毎年度ある程度市道整備とか、河川の護岸工事とか、ある程度経常的に出てくる事業、それから消防であれば、長期構想の中で組まれている事業、事業費等やる年度等ある程度わかるものについて計上して試算してございます。

今ありました小中学校の耐震工事業業なのですが、今、教育の方からありましたけれども、それらにつきましては、事業費等につきましても、今のところ不明という状況の中で、今回は試算の中には入れてございません。ですから、あくまでも今回の試算につきましては、事業費等ある程度、積算として見込めるもののみについて、今回の試算をしているということでございます。また、その中で、逆に割り返しにする方の数字につきましても、地方交付税の数字につきましても、平成18年度の数字を使っているということで、それについても将来増減する要素はあるというふうに考えての試算でございます。

北野委員

私なぜこれを聞くかという、予算特別委員会の9月14日の資料で、実質公債費比率(試算)というのが出されて、これは3年平均で出していますが、19パーセントだと。いわゆる25パーセントにいかないから、病院の起債は認められると、こうおっしゃったのです。私はほかの事業に影響がないか、ほかの事業を犠牲にして、病院の巨額の借金をするのでないかというふうに心配したから聞いたのです。そうしたら、あなた方はこういう資料を出して、19パーセント、20パーセントはいかないから大丈夫だと、こういう話だったでしょう。そして、この平成21年度までしか出ていないから、その先どうだと言ったら、いわゆる公債費充当の一般財源がずっと下がっていくから、25パーセントよりはるかに距離があるから心配ないと、こういう話だったのです。けれども、どんな事業を予定しているかと、私が、犠牲になったら困るから聞いたら、この資料が出てきたのです。

そうすると、たまたま教育委員会で、子供たちの安全にかかわることで、まだ本調査がやられていないから事業費が確定していないということを書いて入れていないと。そうしたら、改めて聞きますが、本調査が行われて事業費が確定したら盛り込むのですね。

財政部長

一つは、今説明したように、わかっているもののみ入れたということと、定番でずっと続く毎年度の標準化して

いるものは入れたということです。それともう一つは、次の総合計画もありますので、その中でもってどのような施策を取り入れていくかという問題があります。

確かに個別の問題としては、もう既にいろいろと議論されている耐震化の問題だけではなくて、例えば消防の署所といますか、施設の統廃合とか、そういうものも配置の中では考えたり、いろいろあるのですけれども、それを次の計画の中でどこに位置づけるかというのは全く未定でございますし、それからそういう新たないろいろな課題についても、何から先にやるかということもまだオーソライズされておられません。したがって、必要なもの、優先順位の中で位置づけることによって、全体的なやはりこれからの指数の変化も起こり得るということはおっしゃるとおりだと思いますけれども、その辺は全体の中でいわゆる実質公債費比率が25パーセント以上になると、完全なもう財政再建団体と同じような制限が加えられますから、そのようにならないような形で、18パーセント以上、今は19.2パーセントですけれども、許可団体が変わりありませんので、そういった中で我々としては調整を図っていきたいというふうに思っているわけです。

北野委員

聞いていることに答えてもらいたいだけでも、耐震工事の本調査がやられて事業費が確定したら盛り込むのか。予定年度は出ないのか。

財政部長

ですから、盛り込まざるを得ないと思うのですけれども、どこの学校をいつやるかというのは、また別です。

(「いや、そこまでは言っていない、まだ出ていないから。盛り込むということだけ確認してもらえばいいのです」と呼ぶ者あり)

小樽市全体の緊急度の中から、それが今一番だということであれば、当然位置づけるということになるわけです。

北野委員

だから、やるということを財政部長がおっしゃるとおり、緊急性やなんかを考えてやるのは当然だけれども、盛り込むということだけ、基本的な考えだけ伺っておきたかったのです。

財政部長

そのようになると思います。

北野委員

それで次は、資料の中にあるいわゆる準ずる元利償還金で一部事務組合等、これ石狩湾新港管理組合と北しりべし廃棄物処理広域連合が出ているのですが、一緒になっているのですが、その合算がここに出ているわけですから、内訳、石狩湾新港管理組合負担金が幾ら、それから北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金が幾らと、それを説明してください。

(財政) 財政課長

平成19年度の3億2,800万円の内訳ですが、石狩湾新港管理組合が2億6,100万円、それから北しりべし廃棄物処理広域連合が6,700万円計上してございます。それから、この中で一番数字が大きくなる平成22年度で申し上げますと、石狩湾新港分が19年度と同額なのですが2億6,100万円、北しりべし廃棄物処理広域連合が4億1,800万円計上しております。

北野委員

石狩湾新港管理組合の負担金は、平成18年度の予算、土木費の港湾費の中を見ても、4億4,000万円ほどあるわけです。これが2億6,100万円を出して、ずっと横並びでいくということになるのですが、この金額は私も初耳です。それで、石狩湾新港管理組合と2億6,100万円については、平成19年度以降、合意しているのですか。半分なのでよ。

(財政) 財政課長

一応、今回の資料の中で積算しているのは、あくまでも石狩湾新港管理組合の公債費に係る分の負担金ということで計上してございます。

北野委員

いや、だから、それは石狩湾新港管理組合から負担金は償還費ばかりに分かれていないでしょう、今まで。公債費の小樽分だけが管理組合負担金でないでしょう。全部一切合財含めて、不足分の6分の1を小樽市が負担していたのでないですか。だから、半分以下になるわけですから、平成18年度と比べて4億4,000万円。だから、それは、2億1,600万円は公債費の負担分として説明していて、もっと金額が増える可能性があるという説明なのか、その辺ははっきりさせてほしい。

聞いている意味はわかるでしょう。いや、4億4,000万円が2億6,100万円ですと横並びでいくと言うから。

(財政) 財政部長

全体の中に、いろいろな管理費から何から全部やって割り返して、6分の1が小樽市の負担になっているのですが、その中のいわゆる建設起債分、実質公債費比率に算入するときの要素としては、その負担金全額を算入するのではなくて、負担金のうちのいわゆる起債分、その償還に係る部分について算入するということから、そうであればその4億円何がしかの平成18年度予算ベースの中の2億幾らがそれに該当するので、今後は状況がわからないので、それを一応横並びで置いて試算したということでございます。

北野委員

それで、市長の計画どおりとすれば、新病院の医療機器の起債償還、何年度から始まるのか。病院建設費とそれから医療機器。ここに出ている資料で、先ほど4年間で医療機器は完済すると。建物は30年以上ですね。

(財政) 財政課長

現段階における病院事業の建設計画なのですが、平成19年度で実施計画等、用地の取得ということで、そこから起債が入るわけなのですが、19年度の実施設計と土地取得、これは建物の部分の起債と同じになりますので、建設事業の建物分であれば、財政融資資金であれば30年償還、当然据置きという条件になってございます。19年度の分であれば、5年間が据置期間で24年度まで据え置いて、25年度から償還が始まっていく。ですから、24年度までは利息分は払いますけれども、負担金償還は24年度から始まるということでございます。それで、建物本体については、一応今の予定では20年度、21年度、22年度で予定してございます。これらがちょうど1年ずつずれて建物の償還になっています。

それから、医療機器につきましては、ある程度建物ができた段階でその中に入れるものということで、今の予定では22年度と23年度に予定してございます。医療機器の起債につきましては、財政融資資金で償還が5年、うち1年据置きということになってございます。ですから、22年度に起債を借りれば、23年度は据置きで、24年度から27年度まで償還するというような形であります。23年度の医療機器の起債であれば、それが1年ずれるというような形になるかと思えます。

北野委員

消防に伺いますが、先ほど財政部で触れていた、消防署所及び職員適正配置計画に掲げているもののうち、実際、実質公債費比率(試算)算出参考資料の中で盛られていないものがいっぱいあると思うのですが、ここに記載になっていないものは何ですか。

(消防) 総務課長

消防といたしましては、消火栓の改良と車両の更新経費のみでございます。

北野委員

だから、ここに書かれているのはわかるから、適正配置計画に記載している事業で、ここに書かれているもの

外、何が見送られたのかということです。

(消防)総務課長

署所の関係につきましては、この中には入っておりません。

北野委員

署所の統廃合でしょう。

(消防)総務課長

はい、入っておりません。

北野委員

それだけ。

二、三年前に適正配置計画を決めたでしょう。

(消防)総務課長

はい。署所統廃合に関しては入っておりません。

北野委員

見送られたのはそれ一つだけ。

(消防)総務課長

はい。

北野委員

それから、いろいろこれから行われるであろう学校の耐震化の問題を含めて事業費が確定していないものは、この中に組み込まれていない。しかし、伺ったら、それは優先度その他を考えながら、順次繰り入れていくということなわけですけれども、私どもが何回言っても、この実質公債費比率は平成21年度までしかないのです。それ以降、病院の償還のピークが24年度あたりから医療機器の返済を含めて、建設費の償還もずっと出てくるわけです。そうすると、比率がいくらぐらいになるのか。これは議会として重大な関心事なのです。聞けば、いや、25パーセントにはるかに距離があると、こういう答えしか返ってこない。そういう理解で今でも議会側は納得してくれと、こういうことなのですか。

財政部長

まだ建設費自体が、市立病院調査特別委員会の中でも先般の議論もありましたけれども、当初用地取得を入れて200億円弱で元利償還で270億円余という数字が、それをいろいろな見直しあるいはいろいろな先進例とかを参考にすると、いわゆるベッド当たりの単価がかなり縮小できるのではないだろうかという考え方が一つ出てきたということで、そうなると総事業費はまだ相当数圧縮になるとかということがありますので、これはまだ具体的に固まっていないという状況もありますから、ですから我々の内々では、25パーセントを超えるようなことのないような形で何とか持っていきたいということを今考えているわけでございまして、例えばこれだからこうだということになると、また数字だけがひとり歩きしますから、どうしても、それが誤解を与えることになるのです。一回出してしまうと、いくらこれはそうではないと否定しても、追いつかないのです。

(「先回りして答弁しなくていいって」と呼ぶ者あり)

だから、私としても、それはもうこれぐらいしか答えられないのです。だから、そこのところはぜひ御理解いただきたいと思います。

北野委員

いやいや、聞いていないことに答えなくてもいいのです。

聞いていることに答えていただきたいのですが、あなた方のこれまで議会に説明してきたことからいっても、この実質公債費比率(試算)の資料を出していただいたのですけれども、疑問がますます深まるわけです。病院だっ

て、我々に説明してきたものだって、30億円ぐらい減るわけだから、当然これにも影響するわけです。確定したら、きちんと資料を出し直ししてもらいたいと、これは当然な話です。

同時に、平成21年度、22年度以降になるかわからないのだけれども、ところで財政部に伺いますが、公債費負担適正化計画を遅くとも来年の1月くらいまで出さないと、18パーセントを超えているわけだから、起債が許可にならない。25パーセントになったら借りられない状況なのです。18パーセントを超えていれば、これは毎年提出するはずなのです。

ところで、この公債費負担適正化計画で、義務化されている項目は何かあるのか、あるいは計画をつくるに当たって留意すべき項目は何か、中心的な問題だけを説明してください。

(財政) 財政課長

公債費負担適正化計画につきましては、現状の実質公債費比率が18パーセントを超えているということから、超えている期間につきましては、当然つくらなければならないということで認識してございます。それで、国の通知によりますと、公債費負担適正化計画につきましては、7年度以内の計画をつくりなさいと。その場合、あくまでも従前の、これまでの公債費負担適正化計画でもそうだったのですが、当然に実質公債費比率にはね返るようなものを、要はこの中に入っている事業、そういうものは急がなければならないことになろうかと思えます。それで、先ほども言いましたように、毎年度実施状況なんかを確認し、許可権者である北海道の方で起債を許可するというふうに認識しております。

北野委員

それで、ちょっとよくわからないのだけれども、財政課長は今回の第3回定例会の9月15日の予算特別委員会で、時間がなくて追及できなかったのですが、あなたはこう答えているのです。計画を出せということなので、一応出すと。当然、それは下がるような計画で上に出さなければ認められないのかなと私は思っていると。つまり、18パーセントを超えているのは異常だから、適正化計画でその率を下げるようにしていくというのが、本来の適正化計画を出さなければならない、あるいは国が自治体に求めるべき主眼というのは、そこにあるのだと。ところが、今までの議論で明らかなように、毎年出さなければならない適正化計画の中で、いつまでたっても18パーセント以下にならない。こんなことなら、適正化計画の意味がないでしょう。だから、これは大きな矛盾なのです。毎年出す計画に、例えば来年は無理としても、再来年18パーセント以下になるとか、3年トータルでいいですよ、平均で。ならないのだから。ずっと19パーセント、25パーセントに距離があるのだもの、悠然として構えているわけ。それで適正化計画を出して認められるのかということが疑問なのです。あなたの答弁に照らして、いかがですか。

(財政) 財政課長

計画をつくる際には、あくまでも公債費負担適正化計画ということで、実質公債費比率が下がるような、是正計画ということなので、そういう計画をつくるということです。ですから、その際、先ほど財政部長からもありましたけれども、その際実質公債費比率の7年間の計画の中でどういうふうになっているかということもございますが、その中ではやはりどういう事業を選択するかと、そういうことも十分考えなければならないかと思えます。それで、その是正計画で、先ほども言いましたように、許可権者である道の方が判断をするということになるわけですがけれども、従前答弁したように、少なくとも是正計画ということなので、当然下がるような計画をつくっていくというのが筋だと考えております。

北野委員

だから、それはあなたがこの前答弁しているから、その答弁に照らしても、いつまでたっても下がっていかない計画だから、私は心配しているのです。だから、結局こういうことになるのです。耐震化の問題に見られるように、事業が決定していないものは全部外したと。そして、もうスリムにスリムにして、そしてそれでも19パーセントを割らないのだから、18パーセント以下にならない。これから耐震化の問題とか、その他の問題が、優先順位が上が

ったものを繰り入れてくると。ますます病院の借金をしたら、ほかの事業を繰り入れたら、適正化計画で言っている18パーセント、いわゆるあなたが言う是正計画、18パーセント以下になるなんてことは、逆立ちしたってできないでしょう。

委員長、お願いがあるのですが、明日もありますから、いわゆる是正計画と称する、正式には公債費負担適正化計画ですね。これに道とか国の通知というか、こういうことでつくりなさいという指導的な文書があると思うので、これを資料として出していただきたいということです。これは当然私どももそういうのを見ながら、小樽の財政をどう立て直すかということをしなければならない。だから、私が心配するのは、病院の借金をしょい込んだら、適正化計画を毎年出しても、18パーセント以下にはならないと思います。ほかの事業を犠牲にしてもならないということが、はっきりしてきたのでないかということなのです。

だから、そういう中で、いくら地方の自由な時代だといっても、18パーセントを超えたら、起債を受ける上では、これは協議して許可です。だから、18パーセントを超えているところは是正計画を出して、できるだけ早く18パーセント以下に持っていくように、国や道も目を光らすということなのだけれども、いつまでたっても小樽の場合はそうならない。だから、そういう中で病院の大きな事業を行っていくことが一体どうなのかという、こういう大きな疑問が今出ているのですよ。いくら30億円、総事業費を減らすといっても。だから、小樽の財政の上で、このことは大変大事な問題なのです。だから、これから議論するのは、資料として適正化計画、いわゆる是正計画はどのような計画であらねばならないのかということが、議会としても共通の認識にならなければ、これ以上話は進むというふうにはなりませんから、これは明日以降に当然ならざるを得ないと思うので、これをいち早く出していただきたいということです。私の方はそういうことをまず申し上げていきたいと思うのです。

それで、資料はできれば理事会で要求することですから、今の質疑で明らかのようにどうしても必要ですから、出していただきたいということだけお願いします。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。